

2021年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

はじめに

本年8月3日に「令和3年度普通交付税大綱」が閣議報告された。今年度は昨年度のような消費増税の平年度化にともなう幼保教育無償化や高等教育無償化の本格施行などの大きな政策はないものの、地方自治体のデジタル化推進関連経費の新設などポスト・コロナの新たな政策や測定単位の国勢調査人口の改定など、地方交付税の配分に影響を与える見直しがあり、算定結果が注目されるところである。

本稿では2021年度の普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の算定結果の概要と特徴について分析を交えて解説する。

1. 2021年度交付税算定の特徴

(1) 交付税算定について

毎年度の交付税算定の動向は2つの次元でとらえることができる。第一に地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）に対応したもの。第二に交付税算定の枠内におけるものである。

地財計画は、国が策定する地方財政の通常収支見込み（普通会計ベース）であり、地方財政対策という財源確保策を通じて収支を一致させることから、マクロの財源保障とみなされる。このうち、地方税や地方交付税などの一般財源と一般財源充当歳出分が交付税算定に反映され、自治体ごとのミクロの財源保障となる。

地方交付税は地財計画で総額が決定され、その94%が「普通交付税」として算定される。具体的な算定方法は、各自治体の一般財源を充当する通常経費として「基準財政需要額」（以下「需要額」と呼ぶ）を算定し、そこから、税収見込みの75%相当の

「基準財政収入額」（以下「収入額」と呼ぶ）を差し引き、前者が後者を上回る場合に、その差額を補てんする。需要額は経費ごとの単価を表す「単位費用」、人口や面積などの「測定単位」、自治体ごとの経費差を補正する「補正係数」を乗じたものである。

地財計画の交付税算定への影響は、たとえば、地財計画の一般行政経費で、一般財源を充当する社会保障関係経費が増加すると、交付税算定では、需要額で算定される社会福祉費や高齢者保健福祉費などの関連項目で、単位費用などが引き上げられる（その他、補正係数に反映されたり、特別交付税（地方交付税総額の残り6%）で算定されたりする場合もある）。あるいは、後に述べる地方創生やデジタル関連の新規項目が地財計画に計上されれば、これに対応して交付税でも新たな項目が創設されたりする。

一方、交付税算定の枠内での動向というのは、需要額の算定基礎となる測定単位の改定や基準財政収入額の推計方法の見直しなどであり、地財計画で決定された総額を自治体間に配分する際の影響である。

以上の制度の仕組みを踏まえて、今年度の交付税算定の特徴をみていこう。

（2） 地財計画からみた今年度の交付税算定の特徴

◆ 2021年度地方財政計画の規模

今年度の地財計画（通常収支分）の規模は89兆8,060億円（伸び率前年度比▲1.0% ▲はマイナス、以下カッコ内同じ）、一般財源総額は63兆1,432億円（▲0.5%）、不交付団体の水準超経費を除く額では61兆9,932億円（0.4%）と、実質的な一般財源総額は増額を確保した。一般財源の主要項目の動向を見ると地方税が38兆802億円（▲7.0%）と、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低下や地方自治体（以下「自治体」と呼ぶ）による徴収猶予の影響があいまって、リーマンショック以来の大幅な減収見通しとなった。これに対し、地方交付税総額は17兆4,385億円（5.1%）と、財源不足の大幅な拡大に対応して前年度を大きく上回った。

マクロベースの財源保障で見ると、交付団体における一般財源の水準は前年度並みを確保したと見ることができる。

主な地財計画の歳出項目では、給与関係経費が20兆1,540億円（▲0.7%）と前年度を下回ったものの、主な要因は退職手当の減少であり、実質的にはほぼ前年度水

準を維持した。また、地財計画上の地方公務員の定員数でも、保健所や児童福祉司等の増員、一般職員の増員などが盛り込まれた。これらにより、交付税の需要額においても、単位費用の基準となる標準団体の給与費や職員数において充実した項目が散見される。

一般行政経費では40兆8,824億円（1.3%）と社会保障経費の増加、会計年度任用職員制度の平年度化にともなう人件費の上乗せ、新設項目である地域デジタル社会推進費2,000億円の計上などがあり、これらについても需要額の単位費用の加算や新規項目の創設などを通じて、交付税算定に反映された。

◆ 地域デジタル社会推進費

政府は重点施策であるデジタル改革の一環として、自治体のデジタル化を後押ししており、その具体的支援策として、2020年12月に「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定した。同推進計画の重点取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、自治体の行政手続きのオンライン化などとともに、「地域のデジタル化」などが盛り込まれている。これを踏まえ、地財計画では光ファイバーの整備や5Gサービスの地域での普及を促すため、2021年、2022年を事業期間とする「地域デジタル社会推進費」が盛り込まれた。事業費は各年度2,000億円ずつで、需要額算定においても臨時項目として創設された。算定額は道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度と、デジタル事業において住民に直接かかわる市町村の算定に重点が置かれている。

図表1は算定の概要である。

単位費用は道府県分が520円、市町村分が760円で、段階補正と経常態容補正、また条件不利地域における割増係数を乗じる算定となっている。

段階補正はデジタル化経費のスケールメリットを踏まえたもので、小規模自治体においてデジタル化の経費を要する見込みから割増補正となるが、人口規模にかかわらず生じる固定費を一定程度加味している。

一方、経常態容補正は「地域住民を主な対象とする取組に係る指標」と「地域企業を主な対象とする取組に係る指標」をもとに、2分の1ずつ計算する。前者の指標ではデジタル化のニーズが高い高齢者人口や障がい者人口を含んでおり、いずれも全国平均に比べてこれらの割合が高いほど割増係数がかかる。後者の指標では全国平均に比べて人口一人当たりの事業所が多い場合に係数が高くなり、さらに第一次産業事業所数や中小企業数が事業所数に占める割合が全国平均より高い自治体で

図表 1 地域デジタル社会推進費の算定の概要

地域デジタル社会推進費（仮称）の算定方法

算定方法

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 … 道府県分：520円、市町村分：760円

段階補正： 地域振興費を参考にしつつ、本事業に対応する財政需要に応じて新たに設定

※ 市町村分については、全ての市町村において地域社会のデジタル化を推進するために必要となる業務に取り組めるよう、人口規模にかかわらず、一定程度の固定費が生じることを加味して設定。

経常態容補正 = (0.5A + 0.5B) × α × γ

地域住民を主な対象とする取組に係る指標

A： 当該団体の人口に占める高齢者及び障害者の割合／全国平均

人 口： 国勢調査における当該団体の人口

高 齢 者： 国勢調査における当該団体の65歳以上人口

障 害 者： 福祉行政報告例等における障害者手帳交付台帳登録人口

地域企業を主な対象とする取組に係る指標

B： 当該団体の人口一人当たり事業所数に係る係数
(一次産業事業所及び中小企業が多い団体の係数を割増し)

(算 式) $b \times \beta_1 \times \beta_2$

(算式の符号) b： 当該団体の人口一人当たり事業所数／全国平均

β_1 ： 事業所数に占める一次産業事業所数の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

β_2 ： 企業数に占める中小企業の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

α： 条件不利地域における割増係数（市町村分のみ）

γ： 算定額を総額に合わせ付ける率

(資料) 総務省「令和3年度 普通交付税の算定方法の改正について」

は、デジタル支援に多くの費用を要することを加味して割増係数がかかる。

このほか、市町村分の算定では民間参入が困難な条件不利地域においてデジタル化経費がかさむことを考慮し、割増係数（図中では α ）がかかる。この場合の条件不利地域とは、財政力指数の過去3年平均が0.51未満かつ過疎法、離島振興法等⁽¹⁾の特別法の指定を受けている自治体で、特例法の適用状況に応じて1.1または1.2の係数がかかる⁽²⁾。

段階補正に加え、条件不利地域における割り増しは財政力指数と特別法指定の両者を満たす必要があることから、同じ小規模市町村でも算定結果に大きな差が生じている。

◆ 会計年度任用職員制度の平年度化

2017年5月に公布された地方公務員法および地方自治法の一部改正にもとづき、2020年4月より会計年度任用職員制度が施行され、2021年度は制度の平年度化にともない、期末手当の期間率換算が1.7ヵ月分から2.6ヵ月分に引き上げられたため、地財計画ベースでは一般行政経費の単独事業に651億円、公営企業繰出金に13億円が加算された。交付税算定では、道府県分および市町村分の以下の項目の単位費用に加算された。

【道府県分】（カッコ内は測定単位）

「警察費（警察職員数）」 「小・中学校費（教職員数）」 「高等学校費（生徒数）」 「特別支援学校費（学級数）」 「社会福祉費（人口）」 「衛生費（人口）」 「労働費（人口）」 「地域振興費（人口）」 「包括算定経費（人口）」

【市町村分】

「小・中学校費（学校数）」 「高等学校費（生徒数）」 「その他の教育費（人口および幼稚園の園児数等）」 「社会福祉費（人口）」 「保健衛生費（人口）」 「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」 「清掃費（人口）」 「地域振興費（人口）」 「包括算定経費（人口）」

-
- (1) 過疎法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法、半島振興法
 (2) 特別法によって係数の条件が異なり、たとえば過疎法では一部過疎地域の場合は1.1になるが、沖縄振興特別措置法では一部指定地域でも1.2となる。ただし、後者の場合でも、他の特別法の指定がある場合は、それぞれ1.2を適用する条件を満たす必要がある。

◆ 保健所の体制強化

政府は新型コロナ感染症対策のための保健所体制の強化をうちだし、感染症対策業務に従事する保健師を2021年度から2年間で1,800人から2,700人に増員することとなり、2021年度の地財計画の人員において感染症対応の保健師を450人増員した。このため交付税算定でも、道府県分の衛生費の単位費用の算定基礎となる標準団体において、感染症対応業務の保健師を6名、同業務以外の保健師を8名、保健所職員を2名増員した。

◆ 児童虐待防止対策の体制強化

2018年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、2019年度から2022年度にわたり、児童福祉司の配置基準を見直したうえで人員を3,240人から5,260人（2,020人程度増）へ拡充する目標が設定された。

これを受けて地財計画においても2019年度より計画人員において増員が図られ、交付税の算定でも、道府県分の社会福祉費の単位費用の基礎となる標準団体において、児童福祉司を増員している。2021年度はすでに同プランの目標が1年前倒しで達成される見込みであることから、標準団体の児童福祉司を53人から70人（+17名）、児童心理司を24人から29人（+5名）へ増員した。

(3) 交付税算定の枠内での見直し

◆ 地方創生関連経費⁽³⁾の成果指標へのシフトと指標の見直し

2015年度より、いわゆる地方創生にかかわる交付税の項目として「地域の元気創造事業費」（3,900億円 100億円は特別交付税で配分）、「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）が算定されている。

いずれの項目も需要額の算定式は人口を測定単位とし、補正係数では段階補正と経常態容補正（Ⅰ・Ⅱ）が適用される。地域の元気創造事業費の経常態容補正Ⅰでは、歳出削減の成果を反映する「行革努力分」、同補正Ⅱでは地域経済活動の成果を反映する「地域経済活性化分」を複数の指標により係数化し、人口減少等特別対策事業費の経常態容補正Ⅰでは人口対策などの取組の必要度を反映する「取組の必要度」、同補正Ⅱでは人口対策の取組の成果を反映する「取組の成果」を同じよう

(3) 本稿では地方創生関連の交付税算定の項目である「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」を合わせて「地方創生関連経費」と呼び、同経費と「地域社会再生事業費」と「地域デジタル社会推進費」の4項目の総称を「地方創生等臨時的経費」と呼ぶことにする。

に係数化している。

政府は2017年度より算定の重点を、行革努力分から地域経済活性化分へ、取組の必要性から取組の成果へとシフトさせており、3年間でそれぞれ1,000億円ずつシフトさせた。さらに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第二期に入り、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、人口減少等特別対策事業費について、引き続き5年間で取組の成果へと1,000億円シフトすることとなり、2021年度は昨年同様200億円分の算定をシフトさせた。

その他、政令市・中核市、都市、町村別に成果を比較する方法や条件不利地域については割増率を加えることなどによる算定の公平化を引き続き行っている。

図表2は2020年度以降の算定シフトの状況である。なお参考として2019年度の算定額を表記した。

2020～2021年度の2年間で道府県分が140億円、市町村分が260億円、合計で400億円シフトしており、残り3年間についても同様のペースでシフトするものとみられる。

また、成果指標では、2020年度から採用された「県内大学進学者割合」について、地方の要望を踏まえて「県内大学・短大進学者割合」へと見直された。

なお、地方創生関連経費の算定の概要は本稿末尾の資料を参照されたい。

◆ 測定単位の改定

今年度は測定単位における2015年から2020年への国勢調査人口（速報値 以下「国調人口」または「人口」と呼ぶ）の置き換えが、もっとも注目される見直しである。国調人口はすでに2015年度調査より減少に転じ、2020年度も2回連続で減少している。交付税算定では人口を測定単位とする需要額のウェイトが高く、その置き換えによる算定への影響は大きい。そのため、算定では数値急減補正を適用することで影響の緩和を図っている。あくまで激変緩和であり、人口減少による算定結

図表2 人口減少等特別対策事業費の算定シフトの状況

(億円)

		(参考) 2019年度算定		2020年度算定		2021年度算定		2020～2021年度増減	
		取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果
策等 事特 業別 費対 少	道府県	1,330	670	1,260	740	1,190	810	-140	140
	市町村	2,670	1,330	2,540	1,460	2,410	1,590	-260	260
	合計	4,000	2,000	3,800	2,200	3,600	2,400	-400	400

(資料) 総務省「普通交付税の算定方法の改正について」各年度より作成

果の影響を完全に復元するわけではない。

なお、東日本大震災被災市町村については、2015年度以降の国調人口が極端に変動したことを踏まえ、2016年度以降の算定から、被災前の2010年度の国調人口に住民基本台帳人口の5年間の動向を反映させたり、人口急減補正に下限を設けたりする特例を適用してきた。2021年度の人口の置き換えに際し、津波被災自治体については、この特例から除外し、人口および小・中学校の児童・生徒数等について5年間の激変緩和措置を講じる。一方、原発被災自治体（福島県の12市町村）については引き続き特例措置を講じる。

その他の測定単位では、3年に1回の調査である2020年農林業センサスおよび漁業センサスの数値に置き換えられるため、産業経済関係の需要項目で変動要因となる。

教育費関連は学校基本調査の数値、道路橋りょう費等の土木関連は自治体の台帳を用いるため、毎年度置き換えられる。

◆ トップランナー方式の段階的適用の完了

トップランナー方式⁽⁴⁾とは、需要額で算定されている学校用務員事務や本庁舎夜間警備等の23業務について、民間委託等の業務改革が進んでいる自治体の経費水準を単位費用に反映させる考え方である。2016年度16業務（学校用務員事務、庁舎維持管理、道路維持補修・清掃等）、2017年度2業務（青少年教育施設管理、公立大学運営）を対象として段階的に単位費用の見直しが図られてきた。2016年度の16業務については、2020年度に適用を完了しており、2021年度は残り2業務も完了した。これにより、現時点でトップランナー方式にもとづく算定はすべて完了した。

ただし、23業務中、導入が見送られている窓口業務（地方独立行政法人化等）については、対象から除外されておらず、引き続きその動向が見守られる。

◆ 特別交付税から普通交付税への移行

特別交付税は普通交付税では捕捉されない特別な財政需要や普通交付税算定の後に生じた特別な財政需要などを踏まえて交付されるもので、普通交付税の補完的役割をもっている。特別交付税の算定対象となる経費のなかには、一定期間を経るなかで、その性格が一定の普遍性を帯びた場合、普通交付税に移行する場合がある。2021年度は図表3の通りで精神病床に対する運営助成に係る経費、中山間地域等直接支払における地方負担に係る経費の一部の2項目である。

(4) 直近の総務省の資料ではトップランナーではなく「業務改革の取組等の成果の反映」と書かれている。

図表3 特別交付税から普通交付税へ移行した項目

項 目	算定項目
精神病床に対する運営助成に係る経費	衛生費
中山間地域等直接支払における地方負担に係る経費の一部	農業行政費（道府県分）

(資料) 「地方財政」2021年9月号199ページ

2. 2021年度普通交付税算定結果の概況

2021年度の普通交付税算定結果の概況についてみていこう。なお、本稿末尾の普通交付税大綱に関する資料もあわせて参照されたい。

(1) 交付税総額

普通交付税総額は16兆3,921億円（5.1%）と、新型コロナウイルス感染拡大の影響による財源不足の拡大と交付団体の増加で大幅に伸びた。このうち道府県分は8兆9,276億円（5.1%）、市町村分は7兆4,645億円（5.2%）である。これほどの伸び率はリーマンショックにより財源不足が過去最大⁽⁵⁾となった2010年度以来である。

また、臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の発行額も2年連続で増加し、5兆4,796億円（74.5%）、このうち道府県分は3兆2,420億円（88.4%）、市町村分は2兆2,376億円（57.7%）といずれも大幅に増加している。

普通交付税と臨財債を合わせた実質額で見ると、総額は21兆8,718億円（16.6%）、このうち道府県分は12兆1,697億円（19.1%）、市町村分は9兆7,021億円（13.9%）と道府県分の伸び率が市町村分を大きく上回っている。このことは、法人関係税の比重が高い道府県分の財源不足が大きく、これを臨財債で補てんした割合が高いことを意味する。

臨財債は各自治体の発行可能額を基準財政需要額から控除することで、交付税の一部を振り替えている。したがって、普通交付税と臨財債の合計額が本来交付されるべき交付税であり、実際に交付されている額は臨財債分を控除したものである。

臨財債の発行可能額の算定は「財源不足基礎方式」を採用しており、財政力が高い

(5) 当時の伸び率は6.8%（道府県分5.2%、市町村分8.6%）であった。

ほど臨財債への振替率が高くなる。道府県分の2021年度の振替率（臨財債／（普通交付税＋臨財債））を試算すると平均で26.6%であるのに対し、市町村分では23.7%である。

あくまで財政力に応じた客観的算定に基づくものであるが、結果的には市町村への普通交付税への配分に比重をおくかたちとなっている。

（2） 基準財政需要額（財源不足団体分）の状況

需要額は、道府県分が19兆1,761億円（▲5.0%）、市町村分が23兆38億円（▲0.6%）と道府県分の減少率が市町村分を大きく上回っている。これを臨財債控除前の需要額で見ると道府県分が22兆4,181億円（2.3%）、市町村分が25兆2,413億円（2.7%）と実質的には需要額は前年度を上回っており、社会保障関係費、地域デジタル社会推進費、臨財債償還費などの需要額の伸びが主な要因となっている。

道府県分の臨財債控除前と控除後の伸び率の差は、前節の臨財債振替率の差を裏付けており、本来、道府県分の需要額の伸びは市町村と同程度であるが、臨財債への振替率が大きいため、控除後の額では大きく前年度を下回る結果となっている。

一方、減要因については財源対策債償還費があげられる。財源対策債は地方財政対策として、地財計画における財源不足の補てんとして、公共事業の起債充当率に上乘せするかたちで発行する建設地方債で、その償還は後年度の需要額算定で100%算入される。2000年代に入り財源対策債の発行は抑制されており、その結果、後年度の償還費が減少したとみられる。

（3） 基準財政収入額（財源不足団体分）の状況

収入額については、道府県分が10兆2,352億円（▲12.4%）、市町村分が15兆5,234億円（▲3.4%）と道府県分の減少率が市町村分を大きく上回っている。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込んで、もっぱら減要因で占められており、道府県分では道府県民税法人税割、法人事業税、特別法人事業譲与税、道府県民税所得割。市町村分では市町村民税法人税割、市町村民税所得割が減少している。

ただし、今年度の税収見通しは前年度を大きく上回る可能性があり⁽⁶⁾、一部の税目については次年度以降の交付税算定において、精算⁽⁷⁾により増収分を収入額に加算するため、自治体によっては、2022年度の算定において、当初見込んでいた交付税額を結果的に大きく下回る場合がある。

(4) 不交付団体の状況

図表4は不交付団体数の推移である。不交付団体は2年連続で減少しているが、今年度は54団体（東京都、53市町村）と大幅に減少しており、前年度不交付団体であった川崎市も交付団体となっている。

東京都は東京都分と大都市分（特別区分）を合算しており、引き続き不交付団体であるが、東京都分については2013年度以来の財源不足となり、大都市分の財源超過によって、かろうじて不交付団体にとどまった。このほか、和光市（埼玉県）および長久手市（愛知県）は調整率⁽⁸⁾をかけた結果不交付団体となった自治体で、財政運営としては厳しい状況にあると推察される。

一方、新地町（福島県）と高浜町（福井県）は、今年度、交付団体から不交付団体へ移行した。これらはいずれも発電所施設整備による固定資産税の増収が主な要因である⁽⁹⁾。

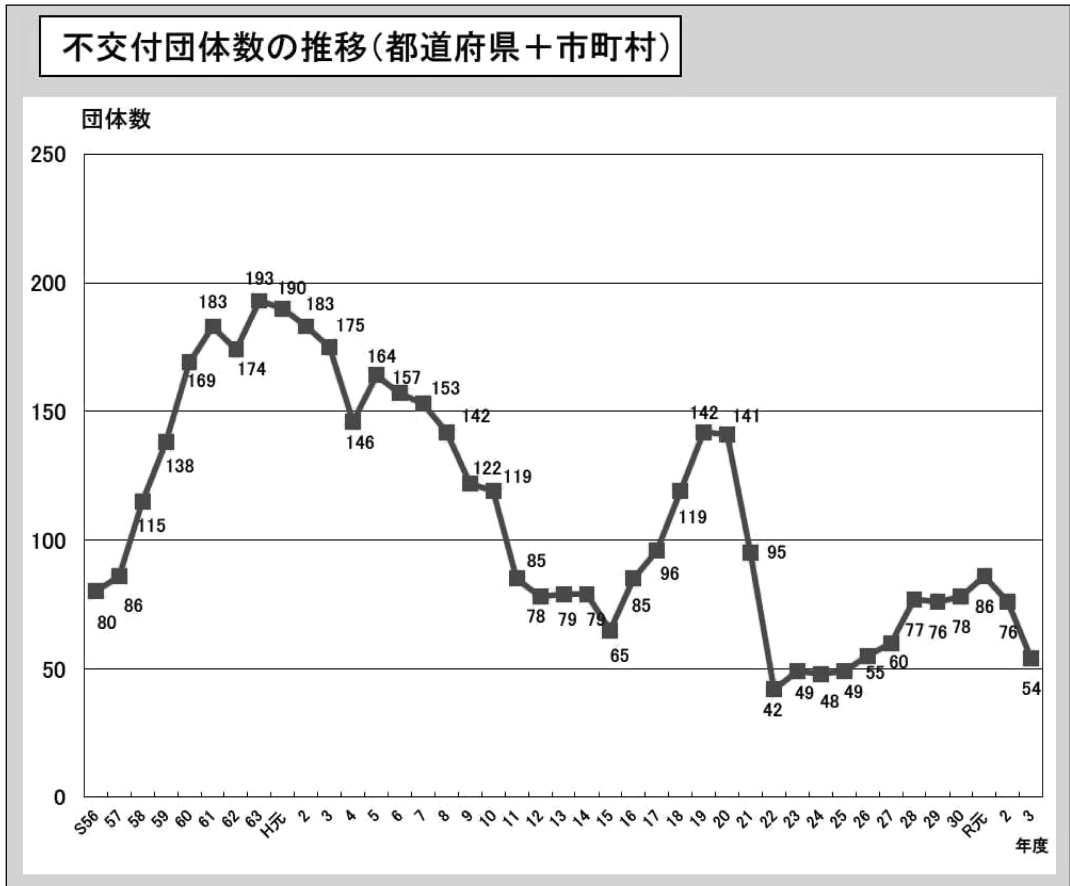
(6) 地方行政調査会の調査結果によれば、今年9月末現在の都道府県税の徴収実績は前年度比5.3%増である（時事通信社“iJAMP”11月20日）。

(7) 個人住民税所得割（分離譲渡所得分）、法人住民税法人税割、利子割、利子割交付金、法人事業税、法人事業税交付金、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税については、実績値が収入額に対して過大、過小となる場合、翌年度以降3年間で、両者の差額分を加減する。2021年度の実績が上振れした場合、2022年度以降の収入額に相当額を加算することになるため、その分だけ普通交付税が圧縮される。

(8) 交付税算定結果が地方財政計画で事前に確定した普通交付税総額を上回る場合に、両者を一致させるために、各自治体の需要額に乗じる一定の減額率。通常、小数点下数桁以下（2021年度は0.00068964）であるため、ほとんど算定結果に影響はないが、需要額と収入額が拮抗する自治体では不交付団体となる場合がある。

(9) 日本経済新聞2021年8月3日朝刊参照

図表4 不交付団体数の推移



(資料) 総務省「令和3年度普通交付税大綱」より抜粋

3. 項目別の需要額の状況

(1) 概況

次に需要額の増減要因について項目ごとに詳しくみていこう。

図表5-1・2は道府県分（東京都除く）と市町村分（交付、不交付団体含む一本算定総額）の項目別需要額の前年度比較である。前年度の算定結果に比べて、全般的にマイナスの項目が少ないこと、また、減少幅が小さいことが特徴といえる。個別算定経費（公債費除く）の合計額では道府県分が5,082億円の増、市町村分が6,688億円

図表5-1 項目別基準財政需要額（道府県分・東京都除く）

		項目	測定単位	2020	2021	増減	伸び率
個別算定経費（公債費除く）		警察費	警察職員数	17,427	17,764	337	1.9%
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	2,558	2,576	18	0.7%
			道路の延長	4,924	4,842	-83	-1.7%
		河川費	河川の延長	810	828	18	2.2%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	310	315	4	1.4%
			外郭施設の延長	368	353	-15	-4.1%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	87	87	-0	-0.1%
			外郭施設の延長	193	186	-6	-3.3%
		その他の土木費	人口	1,004	1,008	4	0.4%
	教育費	小学校費	教職員数	18,999	18,908	-90	-0.5%
		中学校費	教職員数	10,927	10,908	-20	-0.2%
		高等学校費	教職員数	11,483	11,459	-24	-0.2%
			生徒数	1,624	1,604	-20	-1.2%
		特別支援学校費	教職員数	5,144	5,110	-35	-0.7%
			学級数	670	669	-2	-0.2%
		その他の教育費	人口	3,494	3,576	81	2.3%
	厚生労働費	生活保護費	人口	952	943	-8	-0.9%
		社会福祉費	人口	19,560	21,072	1,513	7.7%
		衛生費	人口	15,788	16,279	492	3.1%
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	16,437	17,419	982	6.0%
			75歳以上人口	14,628	15,342	714	4.9%
	労働費	人口	459	461	2	0.5%	
	産業経済費	農業行政費	農家数	2,855	2,841	-14	-0.5%
		林野行政費	公有以外の林野の面積	896	900	4	0.5%
			公有林野の面積	254	254	-0	-0.2%
		水産行政費	水産業者数	336	332	-4	-1.1%
	商工行政費	人口	1,976	2,119	144	7.3%	
	総務費	徴税費	世帯数	2,689	2,715	26	1.0%
		恩給費	恩給受給権者数	42	36	-6	-14.4%
		地域振興費	人口	6,775	7,132	357	5.3%
	創地生輝方	地域の元気創造事業費	人口	904	907	3	0.4%
		人口減少等特別対策事業費	人口	1,875	1,873	-2	-0.1%
		地域社会再生事業費	人口	2,068	2,066	-2	-0.1%
		地域デジタル社会推進費	人口		756		皆増
個別算定経費等計（公債費除く）			173,729	178,811	5,082	2.9%	
公債費			33,142	32,388	-754	-2.3%	
包括算定経費			8,805	9,570	765	8.7%	
包括算定経費計							
			12,230	12,996	767	6.3%	
合計（臨財債控除前）			219,101	224,196	5,094	2.3%	
臨財債（控除）			17,211	32,420	15,209	88.4%	
合計（控除後）			201,890	191,775	-10,115	-5.0%	

（資料） 総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より作成

（注） 網掛けは前年度比減となるもの（図表5-2同じ）

図表5-2 項目別基準財政需要額（市町村分・総額）一本算定

項目		測定単位	2020	2021	増減	伸び率	
個別算定経費（公債費除く）	消防費	人口	16,734	17,162	428	2.6%	
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	5,416	5,427	11	0.2%
			道路の延長	4,230	4,131	-98	-2.3%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	147	149	2	1.5%
			外郭施設の延長	214	205	-9	-4.2%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	85	85	0	0.0%
			外郭施設の延長	103	100	-3	-3.3%
		都市計画費	都市計画区域における人口	1,800	1,794	-6	-0.3%
		公園費	人口	862	837	-24	-2.8%
	都市公園の面積		364	366	2	0.6%	
	下水道費	人口	6,613	6,577	-37	-0.6%	
	その他の土木費	人口	2,068	2,056	-12	-0.6%	
	教育費	小学校費	児童数	3,106	3,084	-22	-0.7%
			学級数	2,927	2,953	26	0.9%
			学校数	2,026	2,127	101	5.0%
		中学校費	生徒数	1,391	1,395	3	0.2%
			学級数	1,518	1,533	14	0.9%
		高等学校費	学校数	864	916	52	6.1%
			教職員数	822	826	4	0.4%
		その他の教育費	生徒数	138	141	3	2.4%
	人口		17,972	17,939	-33	-0.2%	
	厚生費	生活保護費	市部人口	10,946	11,025	79	0.7%
			人口	34,363	35,483	1,120	3.3%
		保健衛生費	人口	17,346	17,659	313	1.8%
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	23,386	24,702	1,316	5.6%
			75歳以上人口	14,028	14,823	794	5.7%
	清掃費	人口	8,766	8,975	209	2.4%	
	経産費業	農業行政費	農家数	2,352	2,381	29	1.2%
林野水産行政費		林業水産業の従業員数	1,255	1,242	-12	-1.0%	
商工行政費		人口	2,004	2,139	135	6.7%	
総務費	徴税费	世帯数	2,155	2,185	29	1.4%	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	614	610	-4	-0.7%	
		世帯数	1,154	1,169	15	1.3%	
	地域振興費	人口	14,569	15,527	958	6.6%	
面積		1,010	1,002	-7	-0.7%		
地域の元気創造事業費	人口	2,702	2,920	219	8.1%		
人口減少等特別対策事業費	人口	3,998	3,995	-3	-0.1%		
地域社会再生事業費	人口	2,096	2,096	0	0.0%		
地域デジタル社会推進費	人口		1,200	皆増			
個別算定経費等計（公債費除く）			213,271	219,959	6,688	3.1%	
公債費			33,291	33,243	-48	-0.1%	
包括算定経費（人口）			20,958	22,111	1,152	5.5%	
包括算定経費（面積）			2,972	3,017	45	1.5%	
包括算定経費計			23,930	25,128	1,198	5.0%	
合計（臨財債控除前）			270,492	278,329	7,837	2.9%	
臨財債（控除）			14,529	22,403	7,873	54.2%	
合計（控除後）			255,963	255,927	-36	0.0%	

（資料） 同上

の増となる。

個別算定経費の内訳を見ると、道府県分の教育費（小・中学校費、高等学校費、特別支援学校費、その他の教育費）では、例年通り前年度を下回る項目が多くみられる。これは単位費用の減少に加え、毎年度の学校基本調査にもとづく児童数や学生数等の測定単位の減少も一部影響している。

一方、市町村分は道府県分に比べて減少項目が少ない。このうち「その他の教育費」の幼稚園の幼児数を測定単位とする需要額の減少が比較的大きいが、これは測定単位が前年度に比べ大幅に下回ったためとみられる。

需要額全体のマイナス要因として最も大きいのは公債費で、財源対策債償還費の減少などが影響している。

増加項目では道府県分、市町村分とも社会保障関係費（厚生労働費、厚生費）が大幅に伸びており、子育てや高齢者介護などの経費増加が要因である。

このほか、道府県分では警察費や地域振興費などの増加が大きい。警察費については会計年度任用職員の期末手当の平年度化を含む警察管理費の増加によるもので、地域振興費は同様に会計年度任用職員の経費や地方創生関連経費の拡充、数値急減補正の改定などによる。

市町村分では消防費、地域振興費（人口）、地域の元気創造事業費などの増加が大きい。消防費は常備消防費の給与費、装備関係経費の引き上げおよび救急業務費の消防吏員の増員などによる単位費用の引き上げ、また、地域振興費は道府県分と同様の理由である。地域の元気創造事業費については総額および道府県分、市町村分の配分が一定であり、増加の要因は不明である。

包括算定経費は昨年度、人口を測定単位とする算定で道府県分、市町村分とも前年度を久々に上回ったが、今年度は人口、面積のいずれにおいても増加した。両者が前年度を上回ったのは道府県分では2010年度、市町村分では2011年度以来となる。

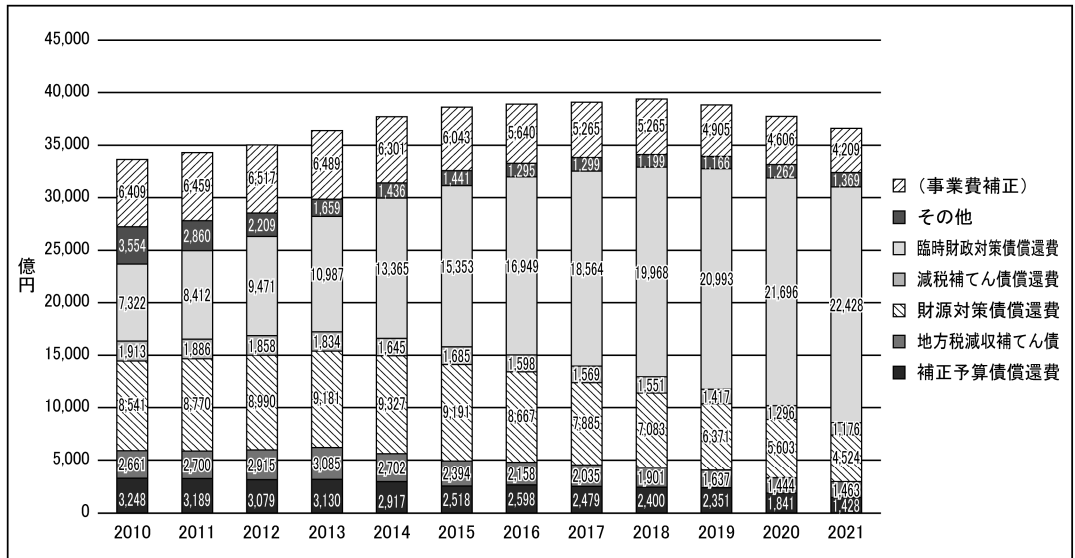
（2） 公債費等の状況

地方債の元利償還費の交付税算入状況を内訳の推移でみてみよう。

図表6-1・2は、2010年度以降の公債費の内訳と事業費補正の需要額加算分（以下「公債費等」と呼ぶ）の推移を表したものである。

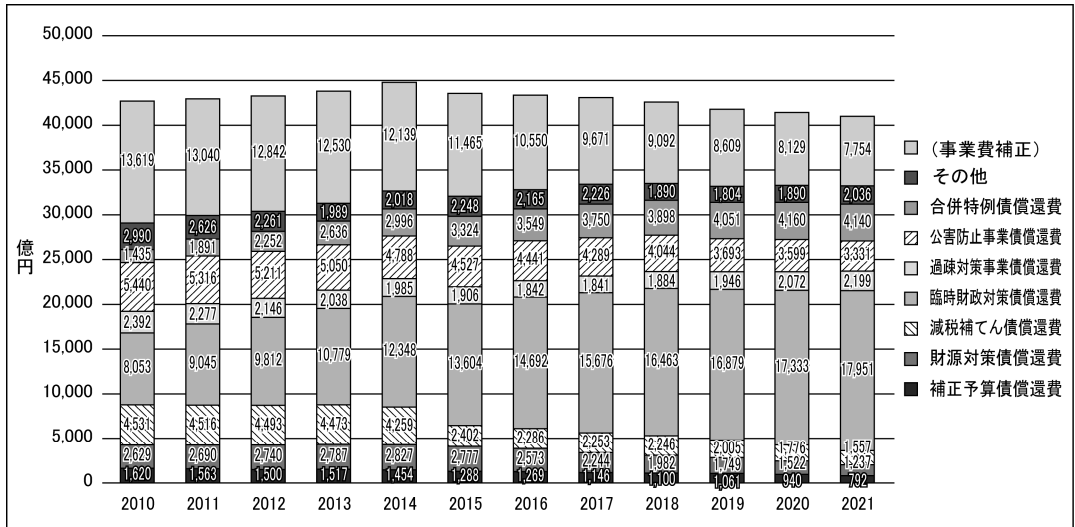
公債費等の総額で見ると道府県分は2018年度、市町村分は2014年度をピークに減少傾向にあり、今年度も引き続き前年度を下回っている。

図表6-1 主な需要額公債費の推移（道府県分・東京都除く）



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表6-2 主な需要額公債費の推移（市町村分・総額 * 事業費補正含む）



(資料) 同上

道府県分については財源対策債償還費の減少が昨年に増して大きくなっており、臨時財債の増加を相殺する効果をもたらしている。

一方、市町村分については減少幅が小さいものの、やはり財源対策債償還費が減少しており、そのほかでは減税補てん債、公害防止事業債の各償還費が前年度を下回っている。臨財債については増加傾向ではあるが、道府県分に比べて増加率は小さく、過去の発行可能額の違いが表れている。合併特例債償還費も微増傾向が続いており、東日本大震災などによる起債延長などで発行可能額を満額活用する自治体が増えた結果とみられる。

このほか、補正係数で公債費を算定する事業費補正分も2012年度をピークに減少傾向にあり、2021年度も道府県分、市町村分とも前年度を下回っている。これにより同補正が含まれる需要額項目の減少要因となっている。毎年度の事業費補正による交付税措置は抑制されており、今後もこの傾向が続くものとみられる。

(3) 包括算定経費の状況

◆ 算定結果の詳細

包括算定経費は道府県分、市町村分ともに人口と面積を測定単位として算定され、前者は人口規模が小さい自治体の需要額を割り増す段階補正、後者は土地の利用形態に応じて補正する種別補正が適用される。

算定される経費の内容は企画費、総務費などの経常経費と建設事業費が中心であり、面積を測定単位とするものは、ほぼ建設事業費である。

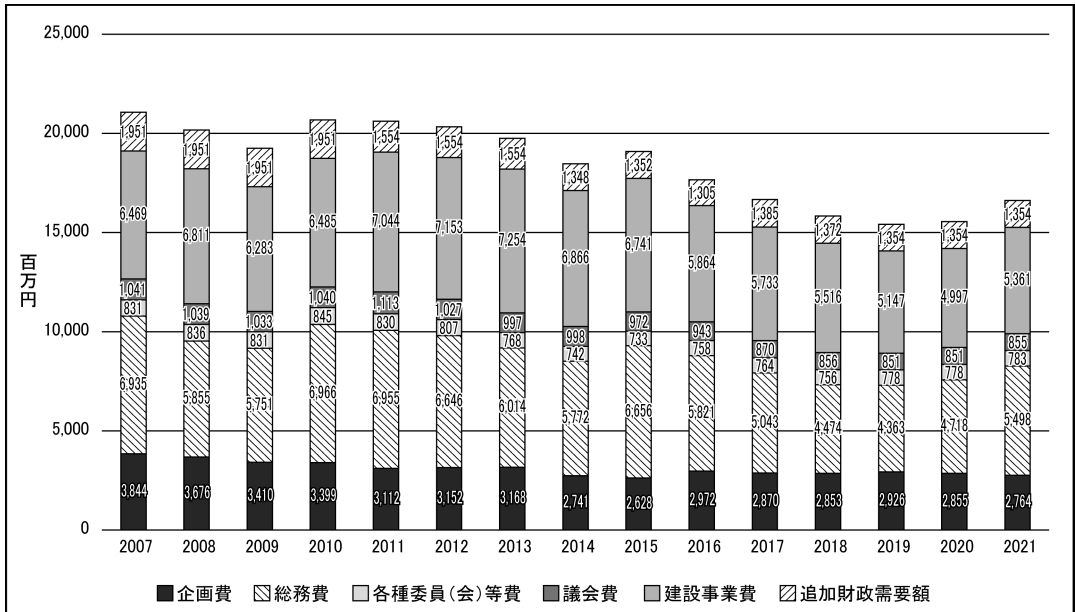
単位費用の算定基礎となる標準団体における経費は、全額一般財源を充当するものとして百万円単位で積算され（他の項目は千円単位）、この総額を標準団体の測定単位（道府県分：人口170万人、面積6,500km²、市町村分：人口10万人、面積210km²）で割ったものが単位費用となる。単一の補正係数であるため、単位費用の増減が需要額の算定結果に直接表れる。

ここ数年は単位費用の引き下げにより、人口、面積を測定単位とするいずれの項目も減少傾向が続いてきたが、2020年度以降、人口を測定単位とする算定で増加に転じており、面積を測定単位とする算定でも今年度は前年度を上回った。

図表7-1・2は2007年度以降の人口を測定単位とする包括算定経費について、道府県分、市町村分それぞれの標準団体の経費を表したものである。

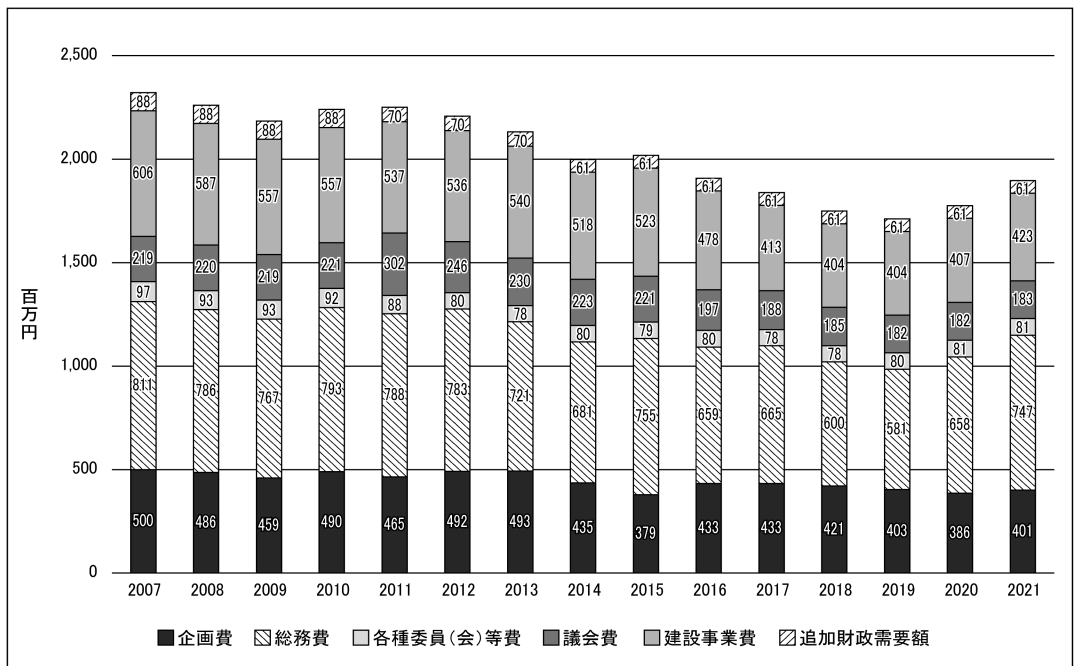
まず、道府県分は、2021年度の総額は166億1,500万円（6.8%）と前年度の0.9%を大きく上回る伸び率となった。大項目別の内訳を見ると総務費や建設事業費を中心に多くの項目で前年度を上回っている。

図表 7-1 包括算定経費（市町村・人口）の単位費用算定基礎の推移



(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）』により作成

図表 7-2 包括算定経費（市町村・人口）の標準団体経費の推移



(資料) 同上

総務費の内訳では「総務費」「人事管理費」「財政管理等費」「財産管理費」「総合事務所費」「その他経費」で前年度を上回っている。このうち「総務費」では会計年度任用職員の期末手当等の1億9,300万円が反映されている。また「その他経費」は前年度の5億2,600万円から11億1,300万円へと2倍以上加算されている。建設事業費の内訳では「特別支援学校校舎等の改修事業費」「農業振興費」「都市計画事業費」「海岸保全施設費」「社会福祉・老人福祉施設費」「その他の建設事業費」で前年度を上回っており、特に「その他の建設事業費」は前年度の32億8,000万円から35億3,800万円と最も高い伸び幅となった。

一方、市町村分の総額も18億9,600万円（6.8%）と前年度（3.7%）を上回る高い伸びとなっており、大項目別の内訳でも総務費や建設事業費など前年度を上回る項目が多くみられる。

総務費の内訳では「総務費」「財産管理費」「その他経費」で前年度を上回っており、「総務費」では会計年度任用職員の期末手当等8,600万円が反映されている。また「その他経費」は前年度の6,100万円から9,900万円と大幅に伸びている。建設事業費については全般に伸び幅自体は小さく、最高額は「幼稚園・社会教育施設等建設費」の500万円である。

今年度は面積を測定単位とする算定においても道府県分、市町村分を通じて前年度を上回った。特に道府県分では新たに「農山漁村地域活性化事業費」が算入されたことや「その他の建設事業費」が大幅に加算されたことにより、前年度の67億5,300万円から68億8,100万円へと増加している。

包括算定経費の増加要因については、これまで述べてきたように、具体的な事項がある程度確認できる。ただし、それ以外に「その他経費」「その他の建設事業費」（以下「その他関連」と呼ぶ）などが大幅に増加しており、その理由は関係資料⁽¹⁰⁾では言及されていない。

◆ 包括算定経費（その他関連経費）と留保財源の相関性の検証

包括算定経費の「その他関連」の変動要因を探るため、留保財源（標準的税収見通しの25%相当）との関係から検証する。

小西（2012）によれば、財源保障の対象となる標準的な経費は需要額と留保財源 充当分を加えたものであり、留保財源の増減を需要額の単位費用や補正係数の見直

(10) 地方財務協会「地方財政」、ぎょうせい「地方財務」など

しにより吸収すると解説している。すなわち留保財源と需要額の両者の変動は表と裏の関係にあるということである⁽¹¹⁾。したがって、他の条件が一定のもとで自治体の税収見通しが増加すれば、留保財源が増加するため、需要額で算定する分を削る必要があり、税収見通しが減少した場合はその逆の算定となる。

2021年度の算定は新型コロナウイルス感染拡大による経済の低迷で、交付税算定において収入額と留保財源も減少したことから、算定の構造上、留保財源の減少が必要額を増やす要因になったと推定される。こうした調整を需要額のどの項目で行っているのかは不明であるが、国の制度に則った生活保護費や社会福祉費などの義務的経費ではなく、算定構造が単純で概算的な包括算定経費で行われていると仮定すれば、今年度の「その他関連」の経費の大幅な増加は、こうした状況と関係があるという仮説が成り立つ。

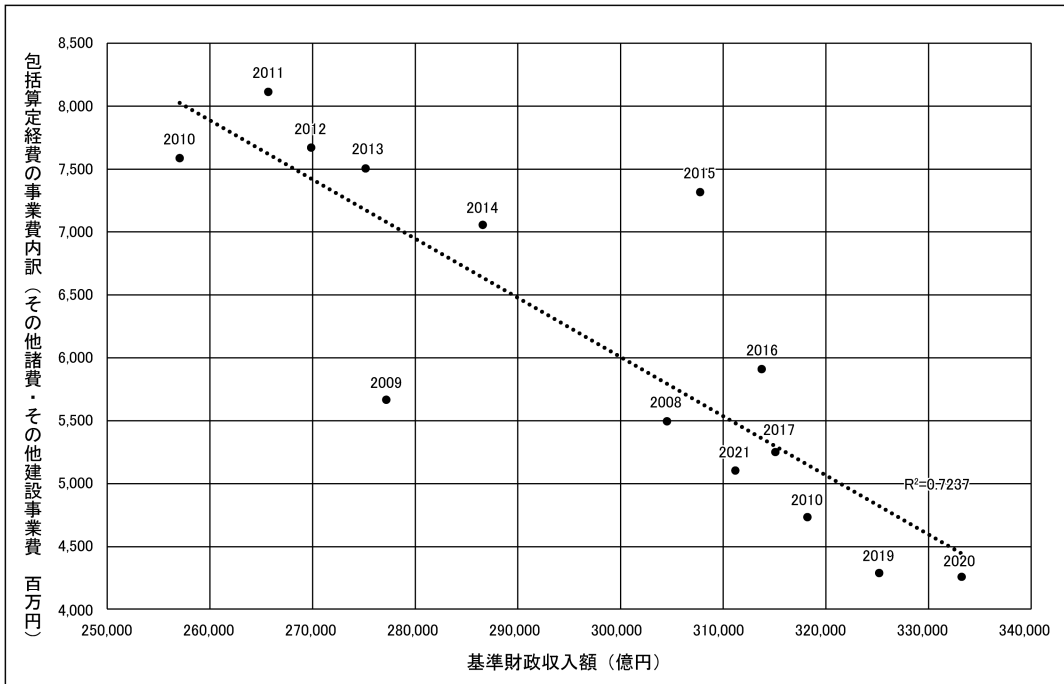
具体的な検証方法は、留保財源の代替数値として収入額を用いて、道府県分、市町村分の合計額を説明変数とする。つまり、収入額の減少と留保財源の減少は一体であるため、収入額の動向に注目すればよい。一方、包括算定経費（人口）については、標準団体事業費に含まれる「その他諸費」「その他建設事業費」の合計額を非説明変数として、2008年度から2021年度にわたる相関性を見る。収入額の減少＝留保財源の減少は、他の条件を一定とすれば包括算定経費の「その他関連」項目の増加となり、収入額の増加はその逆の動きとなることが推定される。

図表 8 は横軸に道府県分、市町村分の収入額の合計、縦軸に包括算定経費の「その他諸費」と「その他建設事業費」の道府県分、市町村分の合計額をとり、2008年度から2021年度までの動きを図示したものである。

近似線で示されるように収入額と包括算定経費には負の関係がみられ、収入額が高い水準の年度は包括算定経費の「その他関連」は低く算定され、収入額が低い年度は高く算定されている。決定係数（ R^2 ）は0.7以上となっており、粗い分析ではあるが相関性が高い結果が得られた。2009年度や2015年度が外れ値となっているが、2009年度はリーマンショックにともなう地方財政危機対策として歳出特別枠を計上した年であり、臨時的経費で留保財源の減収を吸収した可能性がある。また2015年度は地方消費税の平年度化にともない増収した年度で、増税分は社会保障充実分として収入額に100%算入したことから、税収が伸びても留保財源が拡大せ

(11) 小西 (2012) 40ページ

図表 8 基準財政収入額と包括算定経費の相関性（2008～2021年度）



(資料) 前掲「計数資料」および「制度解説(単位費用編)」より作成

ず、包括算定経費の算定水準には影響しなかったと解釈することができる。

以上の結果から、2021年度の留保財源の減少が、包括算定経費の「その他関連」の大幅な増額と関連している可能性を裏付けたといえる。分析はあくまで包括算定経費の一部に焦点をあてたものであり、包括算定経費自体が留保財源の調整弁としての役割を果たしているという結論にはいたらないが、その一部が、留保財源に対応する役割を果たし、包括算定経費の単位費用の増減に影響していることが推察される。

(4) 地方創生等臨時的経費の状況（市町村分）

次に地方創生等臨時的経費（人口減少等特別対策事業費、地域の元気創造事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費）の市町村団体別（特別区は都区合算のうち特別区分）の需要額の算定結果をみてみよう。

図表 9 は①地方創生関連経費（地域の元気創造事業費・人口減少等特別対策事業費）②地域社会再生事業費③地域デジタル社会推進費の算定結果を、団体別の構成比およ

図表9 地方創生等臨時的経費の市町村団体別算定状況

		地方創生関連項目				地域社会再生事業費		地域デジタル社会推進費	
		地域の元気創造事業費		人口減少等特別対策事業費		2020	2021	2021	
		2020	2021	2020	2021				
構 団 成 体 比 別	特別区	0.9%	1.0%	3.0%	3.1%	1.0%	1.0%	2.7%	
	政令市	8.2%	8.3%	9.6%	9.5%	5.3%	5.5%	7.6%	
	中核市・ 施行時特例市	17.4%	17.6%	14.2%	13.8%	11.7%	12.0%	12.2%	
	一般市	51.4%	51.3%	45.0%	45.0%	49.4%	49.2%	41.8%	
	町村	22.0%	21.7%	28.2%	28.6%	32.6%	32.3%	35.7%	2021年度 合 計
に 個 別 算 定 経 費 に 占 め る 割 合	特別区	0.2%	0.2%	0.9%	0.9%	0.2%	0.2%	0.2%	1.5%
	政令市	0.4%	0.5%	0.7%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	1.5%
	中核市・ 施行時特例市	1.2%	1.2%	1.4%	1.3%	0.6%	0.6%	0.4%	3.5%
	一般市	1.7%	1.8%	2.2%	2.1%	1.3%	1.2%	0.6%	5.7%
	町村	2.4%	2.4%	4.5%	4.3%	2.7%	2.6%	1.6%	10.9%

(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

び個別算定経費（公債費除く）に占める割合でみたものである。

比較年度は、①②については2020年度、2021年度。③については2021年度を表記している。

◆ 団体別構成比

地方創生関連経費のうち、地域の元気創造事業費では特別区、政令市、中核市・施行時特例市で前年度を若干上回っており、他では下回っている。同経費では段階補正と行革指標と地域活性化指標にもとづく経常態容補正が適用されており、段階補正における人口の置き換えや経常態容補正における成果指標の更新などの影響が表れた可能性がある。

人口減少等特別対策事業費では特別区、町村で前年度を上回っており、一般市が同水準、他では下回っている。同経費については第1章で述べたように地方創生の取組の必要性から取組の成果へのシフト過程にあるが、地域の元気創造事業費と同様に人口の置き換えや経常態容補正における成果指標の更新の影響が大きい。いずれにしても、算定のシフトは2020年度から5年間にわたるため、中期的な観察が必要である。

2年目を迎える地域社会再生事業費では、特別区が同水準、政令市、中核市・施行時特例市が前年度を上回っており、他では前年度を下回っている。同経費も段階

補正と経常態容補正を適用するが、段階補正の係数は前年度と同じ算定内容であるため、もっぱら人口の置き換えによる係数の変化が需要額に影響を与えている。一方、経常態容補正では、人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率、非人口集中地区人口比率の指標が用いられるが、このうち人口減少率のみ人口の置き換えの影響が生じる。自治体の人口変化の動向が段階補正と経常態容補正を通じて、団体別の算定結果に表れたとみられる。

今年度新設された地域デジタル社会推進費は、自治体全体の構成割合で見ると町村が35.7%と地方創生関連経費や地域社会再生事業費に比べて高くなっており、逆に一般市は他の項目に比べて最も低くなっている。これについても段階補正と経常態容補正が適用され、後者については地域住民や地域企業に関する指標に加え、過疎法等の条件不利地域の割増係数がかかるため、比較的町村などの補正係数が高くなることから、町村の構成比が他の項目に比べて高くなったものと推察される。

◆ 対個別算定経費割合

個別算定経費に占める各臨時的経費の割合は、いずれも規模が小さくなるにつれて高くなっており、新たな地域デジタル社会推進費についても同様の傾向がみられる。4項目の合計で見ると特別区および政令市が1.5%、中核市・施行時特例市が3.5%、一般市が5.7%、町村が10.9%となり、一般市と町村については、リーマンショック対策による歳出特別枠と地方創生関連経費が重なった2015年度の割合⁽¹²⁾を超えて最も高くなっており、条件不利地域を中心に臨時的経費への依存度がますます高まる結果となった。

4. 需要額の算定基礎の分析

続いて需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の状況についてみておこう。

(1) 単位費用

図表10-1・2は公債費を除く項目別の単位費用と単位費用に含まれる給与費の前

(12) 当時は一般市が5.1%、町村が9.9%であった。

図表10-1 道府県分の単位費用の状況（公債費を除く）

費目	測定単位	単位費用			給与費の伸び率	単位費用に占める給与費の割合	
		2020	2021	単位費用伸び率			
警察費	警察職員数	8,372,000	8,534,000	1.9%	2.0%	97.2%	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	135,000	136,000	0.7%	1.1%	10.1%
		道路の延長	1,953,000	1,958,000	0.3%		
	河川費	河川の延長	184,000	187,000	1.6%	2.1%	26.6%
	港湾費（港湾）	保留施設の延長	28,700	29,000	1.0%	0.0%	59.3%
		外郭施設の延長	5,860	5,640	-3.8%		
	港湾費（漁港）	保留施設の延長	10,200	10,200	0.0%	0.0%	63.4%
		外郭施設の延長	5,430	5,230	-3.7%		
その他の土木費	人口	1,270	1,250	-1.6%	0.5%	51.6%	
教育費	小学校費	教職員数	6,056,000	6,040,000	-0.3%	-0.4%	98.3%
	中学校費	教職員数	6,124,000	6,089,000	-0.6%	-0.7%	98.3%
	高等学校費	教職員数	6,597,000	6,708,000	1.7%	1.7%	98.8%
		生徒数	57,100	59,500	4.2%	1.9%	21.3%
	特別支援学校費	教職員数	5,918,000	5,830,000	-1.5%	-1.5%	98.3%
		学級数	2,214,000	2,207,000	-0.3%	-0.5%	32.0%
	その他の教育費	人口	3,230	3,360	4.0%	0.9%	30.5%
公立大学等 学生数*1		212,000	212,000	0.0%			
私立学校等 生徒数*2		297,500	301,140	1.2%			
厚生労働費	生活保護費	町村部人口	9,260	9,480	2.4%	3.2%	15.5%
	社会福祉費	人口	18,000	19,400	7.8%	7.3%	5.0%
	高齢者保健福祉費	人口	14,900	15,300	2.7%	5.4%	12.3%
		65歳以上人口	55,100	58,300	5.8%	1.3%	0.7%
	75歳以上人口	97,200	100,000	2.9%			
労働費	人口	435	440	1.1%	1.9%	73.9%	
産業経済費	農業行政費	農家数	107,000	116,000	8.4%	8.9%	67.7%
	林野行政費	公有以外の 林野の面積	5,260	5,300	0.8%	0.6%	42.7%
		公有林野の面積	15,400	15,400	0.0%	0.0%	2.1%
	水産行政費	水産業者数	335,000	360,000	7.5%	8.0%	64.3%
商工行政費	人口	1,950	2,070	6.2%	4.1%	23.6%	
総務費	徴税費	世帯数	5,930	5,980	0.8%	1.8%	30.7%
	恩給費	恩給受給権者数	884,000	879,000	-0.6%		
	地域振興費	人口	535	554	3.6%	7.7%	10.1%
地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%			
人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%			
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%			
地域デジタル社会推進費	人口		520	皆増			
包括算定経費	人口	9,150	9,770	6.8%			
	面積	1,111,000	1,132,000	1.9%			

（資料） 前掲「制度解説（単位費用編）」および総務省ホームページ「地方交付税関係資料」より作成

（*1） 「高等専門学校及び大学の学生数」以下同

（*2） 「私立の学校の幼児、児童及び生徒の数」以下同

図表10-2 市町村分の単位費用の状況（公債費除く）

費目	測定単位	単位費用			給与費の伸び率	単位費用に占める給与費の割合	
		2020	2021	単位費用伸び率			
消 防 費	人口	11,400	11,700	2.6%	2.3%	79.4%	
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	71,700	71,700	0.0%	-0.6%	20.4%
		道路の延長	190,000	191,000	0.5%		
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	27,800	28,200	1.4%	-0.6%	57.3%
		外郭施設の延長	5,860	5,640	-3.8%		
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,200	10,200	0.0%	-0.6%	61.6%
		外郭施設の延長	3,830	3,710	-3.1%		
	都市計画費	計画区域人口	991	994	0.3%	-0.5%	72.8%
	公園費	人口	536	534	-0.4%	-0.7%	50.0%
		都市公園の面積	37,000	37,000	0.0%		
	下水道費	人口	97	99	2.1%		
その他の土木費	人口	1,480	1,430	-3.4%	-0.6%	65.2%	
教 育 費	小学校費	児童数	44,600	44,500	-0.2%	0.0%	0.0%
		学級数	893,000	912,000	2.1%	-0.6%	31.7%
		学校数	10,244,00	10,862,00	6.0%	8.2%	47.0%
	中学校費	生徒数	42,600	42,300	-0.7%	0.0%	0.0%
		学級数	1,101,000	1,129,000	2.5%	-0.6%	30.8%
	高等学校費	学校数	9,147,000	9,752,000	6.6%	6.7%	41.7%
		教職員数	6,550,000	6,641,000	1.4%	1.4%	98.8%
	その他の教育費	生徒数	73,300	76,300	4.1%	4.7%	18.1%
		人口	5,700	5,740	0.7%	-0.5%	52.9%
	厚 生 費	生活保護費	幼稚園等就学前子ども数*1	662,000	674,000	1.8%	
市部人口			9,220	9,430	2.3%	4.1%	20.3%
社会福祉費		人口	26,500	27,600	4.2%	2.5%	5.3%
保健衛生費		人口	7,930	8,210	3.5%	2.3%	17.5%
		65歳以上人口	69,300	73,400	5.9%	0.8%	10.1%
高齢者保健福祉費		75歳以上人口	84,800	87,400	3.1%		
清掃費	人口	5,070	5,170	2.0%	1.6%	20.7%	
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	88,000	93,800	6.6%	10.6%	54.9%
	林野水産行政費	林水産業従業者	400,000	401,000	0.3%	-0.6%	11.8%
	商工行政費	人口	1,310	1,390	6.1%	7.6%	48.7%
総 務 費	徴税费	世帯数	4,220	4,310	2.1%	1.6%	67.4%
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,160	1,160	0.0%	-0.7%	86.4%
		世帯数	2,170	2,190	0.9%	-0.3%	70.2%
	地域振興費	人口	1,720	1,770	2.9%	-0.5%	21.6%
面積		1,037,000	1,037,000	0.0%	-0.6%	22.5%	
地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%			
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%			
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%			
地域デジタル社会推進費	人口		760	皆増			
包括算定経費	人口	17,800	19,000	6.7%			
	面積	2,244,000	2,279,000	1.6%			

（資料） 同上

（注） 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

（*1） 「幼稚園児等の小学校就学前子どもの数」以下同

図表11 項目別単位費用の主な増減理由

		主 内 容
道 府 県 分	警察費（警察職員数）	①会計年度任用職員制度の平年度化にともなう経費（以下「①経費」と呼ぶ）、手数料等の見直し
	その他の土木費（人口）	審議会経費の措置額減額（屋外広告物審議会の人員削減）
	小・中学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の減員、①経費
	高等学校費（生徒数）	①経費
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の増員
	特別支援学校費（学級数）	医療ケア児童に対する支援強化のための指導医設置経費の算入、①経費
	その他の教育費（人口）	標準団体職員配置の見直し（本庁職員の課長および職員A増員、職員B減員）
	その他の教育費（私立学校等生徒数）	標準団体の行政規模の見直し（私立幼稚園の幼児数の引き下げ）
	生活保護費（町村部人口）	扶助単価等の改定
	社会福祉費（人口）	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづく標準団体職員数（児童福祉司等）の増員および職員配置の見直し、幼児教育無償化のための経費計上、①経費
	衛生費（人口）	標準団体職員数の増員、感染症対応業務保健師の増員、①経費
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	標準団体職員配置の見直し（職員Aの増員、職員Bの減員）
	労働費（人口）	①経費
	農業行政費（農家数）	標準団体職員数の減員（うち家畜伝染病予防法の改正にともなう職員数は増員）、農山漁村地域活性化事業に要する経費の包括算定経費（面積）への移行
	水産行政費（水産業者数）	標準団体職員数の減員（うち漁業法改正にともなう職員数の増員）、同改正にともなう海区漁業調整委員会選挙費廃止
	商工行政費（人口）	標準団体職員数の増員、地域企業支援・観光対策の経費等の充実
	徴税費（人口）	軽自動車保有手続きのワンストップサービス事業にともなうシステム改修等経費の算入
	地域振興費（人口）	①経費、特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」の一部移行および充実
	包括算定経費（人口）	標準団体職員数の増員、①経費、自治体サイバーセキュリティ対策補助事業費の算入
	包括算定経費（面積）	農山漁村地域活性化事業経費の農業行政費からの移行、国土保全費の拡充
市 町 村 分	消防費（人口）	標準団体職員数（消防吏員－救急業務）の増員
	小・中学校費（学級数）	教育情報化関係経費の減額
	小・中学校費（学校数）	①経費
	高等学校費（生徒数）	①経費
	その他の教育費（人口）	①経費
	その他の教育費（幼稚園等就学前子ども数）	①経費
	生活保護費（市部人口）	扶助単価等の改定
	社会福祉費（人口）	幼児教育無償化のための経費の充実、①経費
	保健衛生費（人口）	標準団体職員数の配置見直し（課長増員、職員B減員）、①経費
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	標準団体職員数の配置見直し（職員A増員、職員B減員）、①経費
	清掃費（人口）	①経費
	農業行政費（農家数）	標準団体の規模見直し、職員配置見直し
	商工行政費（人口）	標準団体職員数の増員、観光対策関連経費の拡充
	徴税費（世帯数）	軽自動車保有手続きのワンストップサービス事業にともなうシステム改修等経費の算入
	地域振興費（人口）	関係人口の創出拡大に関する経費の拡充、①経費
包括算定経費（人口）	標準団体職員数の増員、行政手続きのオンライン化に要する経費の拡充、①経費	

（資料）『地方財政』2020年5月号および前掲「制度解説（単位費用編）」より作成

（注）太字は会計年度任用職員制度の平年度化にともなう経費関連

年度比較である。また、図表11は単位費用の主な増減理由である。なお、単位費用のうち給与費には会計年度任用職員の人件費も含まれる。

単位費用が前年度を下回った項目数は、道府県分では38項目中8項目（2020年度37項目中12項目）、市町村分は42項目中6項目（2020年度41項目中11項目）と前年度に比べて大幅に減少した。

今年度は、会計年度任用職員の期末手当等の平年度化にともなう関連項目の単位費用への加算や社会福祉費（道府県分）の児童福祉司等の増員、衛生費（道府県分）の

感染症対応業務保健師の増員など、人件費にかかる需要額の充実が中心となっている。

会計年度任用職員の経費が反映されているにもかかわらず、単位費用の給与費が減少している項目は、道府県分では小・中学校費、特別支援学校費（学級数）、市町村分では小・中学校費（学級数）、その他の教育費（人口）、地域振興費（人口）となっている。これらの項目は、会計年度任用職員の職種に関する人件費は上がっているが、他の人件費が引き下げられ、単位費用の上昇にいたらなかったものである。

なお、会計年度任用職員の経費が追加された項目は図表11を参照されたい。

◆ 道府県分

道府県分の減少項目は教育費関連が中心で、小学校費では標準団体の教職員の減員による。また、中学校費では標準団体の教職員は増員したものの、給料および各種手当を含めた給与費が引き下げられた結果、国庫支出金を差し引いた一般財源の伸びが小幅で、教職員一人当たりには換算した単位費用が減少した。

特別支援学校費（教職員数）についても標準団体の教職員は増員したものの、一般財源ベースでは減少したため単位費用が減少した。また、同項目の学級数を測定単位とするものについては職員の給与費および就学奨励費の減少による。

その他、土木費のうち港湾費（港湾・漁港外郭一施設の延長）については岸壁、防波堤等港湾施設建設改良事業費（元利償還金など）の減少、その他の土木費（人口）については住宅土地対策費（公営住宅家賃対策事業の委託料等）の引き下げなどによる。

一方、伸び率の高い項目を見ておくと、社会福祉費（人口）については、標準団体の民生委員・児童委員および福祉関係職員の増員、その他（旅費、研修テキスト等）、婦人相談所費の充実など各種費目で経費が増加している。

高齢者保健福祉費（65歳以上人口）については、職員の配置見直しによる人件費の増加、高齢者虐待防止事業や生きがい対策等の高齢者福祉費の拡充、高齢者施設福祉事業費および介護保険費の増額などによる。

農業行政費（農家数）は標準団体の農家戸数が50,000戸から45,000戸に引き下げ

られたことによる、計算上の単位費用の上昇が主な要因である⁽¹³⁾。また、水産行政費（水産業者数）についても標準団体の水産業者数が2,000人から1,800人へと同様の見直しが行われた。

◆ 市町村分

市町村分の減少項目は、土木費、教育費にみられる。なお、その他の一連の給与費の減少については、主に期末手当の引き下げによるものである。

土木費のうち港湾費（港湾・漁港）については、道府県分と同様に岸壁、防波堤等港湾施設建設改良事業費の減少、公園費（人口）については給与費の引き下げ、その他の土木費については給与費と住宅土地対策費（公営住宅家賃対策事業の委託料等）の引き下げによるものである。

教育費の小・中学校（児童数・生徒数）の減少率はわずかであるが、学校安全対策経費および準要保護生徒関係経費の引き下げによるものである。

一方、伸び率の高い項目について見ておくと、教育費の小・中学校費（学校数）は、会計年度任用職員の職種に該当する特別支援教育支援員および学校司書の報酬引き上げ、教育情報化関係経費の充実などである。

高齢者保健福祉費（65歳以上人口）は道府県分と同様である。

農業行政費（農家数）は標準団体の農家戸数が3,000戸から2,500戸に引き下げられたことによる、計算上の単位費用の上昇が主な要因である。

商工行政費（人口）は標準団体の職員の増員および地域産業振興費や観光及び物産振興費の充実などによる。

◆ 単位費用における人件費の状況

需要額の単位費用では標準団体における職員数とその構成を項目ごとに設定し、これに給与の統一単価を乗じて人件費（給与費）を算定している。職員数の構成は部・課長、職員A（経験年数の長い給与費の高い職員）、職員B（経験年数の浅い給与費の低い職員）の4つの区分からなる。

(13) 単位費用は、標準団体（道府県分170万人、市町村分10万人）における事業費総額から国庫支出金などの特定財源を控除して、一般財源充当経費を算出し、これを標準団体の測定単位で除して求める。たとえば道府県分の農業行政費では、2020年度の一般財源充当経費が5,345,344千円で、標準団体の農家数が50,000戸であったため、単位費用は107,000円となった。2021年度は一般財源充当経費が5,212,105千円で、標準団体の農家数が45,000戸に引き下げられたため、単位費用は116,000円に上昇した。

図表12は一般職員分の職員給与単価の状況である。道府県分、市町村分ともに期末勤勉手当が大幅に引き下げられており、その他では市町村分の退職手当分も減少している。一方、道府県分の本俸は引き上げられているため、最終的な給与単価ベースではほとんど影響はないが、市町村では単価の引き下げになっている。

図表12 職員の給与費単価（一般職員分）

		(円)												
		本俸	扶養手当	管理職手当 又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	合計	給与単価 (千円)	
2020	道府県分	部長職	5,073,600	111,340	1,250,400	15,000	2,794,300	682,910	10,280	1,974,260	138,740	46,740	12,097,570	12,100
		課長職	4,540,800	111,340	872,400	12,800	1,995,530	611,190	8,410	1,670,430	138,740	46,740	10,008,380	10,010
		職員A	4,011,600	111,340	280,810		1,767,820	539,960	6,930	1,476,710	138,740	46,740	8,380,650	8,380
	市町村分	職員B	2,602,800	111,340	182,200		1,015,540	350,340	4,470	933,090	138,740	46,740	5,385,260	5,390
		部長職	4,677,600	102,900	986,400	12,800	2,051,230	769,000	9,830	1,669,980	67,180	32,750	10,379,670	10,380
		課長職	4,268,400	102,900	747,600	10,500	1,795,300	701,730	8,710	1,509,970	67,180	32,750	9,245,040	9,250
2021	道府県分	職員A	3,930,000	102,900	275,100		1,729,550	646,090	7,610	1,406,070	67,180	32,750	8,197,250	8,200
		職員B	2,548,800	102,900	178,420		992,180	419,020	4,860	890,610	67,180	32,750	5,236,720	5,240
		部長職	5,091,600	111,340	1,250,400	15,000	2,772,840	683,800	10,280	1,971,900	138,320	47,470	12,092,950	12,090
	市町村分	課長職	4,558,800	111,340	872,400	12,800	1,980,960	612,250	8,420	1,669,940	138,320	47,470	10,012,700	10,010
		職員A	4,026,000	111,340	281,820		1,754,260	540,690	6,930	1,475,720	138,320	47,470	8,382,550	8,380
		職員B	2,612,400	111,340	182,870		1,007,780	350,850	4,470	932,770	138,320	47,470	5,388,270	5,390
増減	道府県分	部長職	4,675,200	102,900	986,400	12,800	2,027,370	738,210	9,800	1,671,080	66,970	33,250	10,323,980	10,320
		課長職	4,268,400	102,900	747,600	10,500	1,775,310	673,980	8,690	1,511,960	66,970	33,250	9,199,560	9,200
		職員A	3,930,000	102,900	275,100		1,710,290	620,550	7,590	1,407,680	66,970	33,250	8,154,330	8,150
	市町村分	職員B	2,548,800	102,900	178,420		981,130	402,460	4,850	892,020	66,970	33,250	5,210,800	5,210
		部長職	18,000	0	0	0	-21,460	890	0	-2,360	-420	730	-4,620	-10
		課長職	18,000	0	0	0	-14,570	1,060	10	-490	-420	730	4,320	0
増減	道府県分	職員A	14,400	0	1,010	0	-13,560	730	0	-990	-420	730	1,900	0
		職員B	9,600	0	670	0	-7,760	510	0	-320	-420	730	3,010	0
		部長職	-2,400	0	0	0	-23,860	-30,790	-30	1,100	-210	500	-55,690	-60
	市町村分	課長職	0	0	0	0	-19,990	-27,750	-20	1,990	-210	500	-45,480	-50
		職員A	0	0	0	0	-19,260	-25,540	-20	1,610	-210	500	-42,920	-50
		職員B	0	0	0	0	-11,050	-16,560	-10	1,410	-210	500	-25,920	-30

(資料) 同上

(2) 測定単位の状況

今年度は、国調人口の2020年速報値への置き換え、農林水産業関連の経済センサスの改定、毎年度の土木費関連の各種台帳の改定や教育費における学校基本調査の結果などが加わり、交付税算定全般に測定単位の影響が大きい年度となった。ただし、人口および経済センサスの数値の変動に対しては激変緩和措置として数値急減補正で対応しており、人口については地域振興費で一括補正し、復元率をかけて段階的に置き換え後の人口の算定に戻していく。経済センサスについては産業経済費の各項目で補正している。

このほか、高齢者保健福祉費の測定単位となっている高齢者人口（65歳以上・75歳以上）については、それぞれ数値急増補正が適用される。

道府県分（東京都除く）および市町村分の測定単位の前年度比の状況を見ると、毎年度変動する教育費関連の教員数、児童・生徒数、学生数などで減少がみられるが、

人口を測定単位とする項目が少ないため、比較的測定単位の置き換えの影響は少ない。

一方、人口を測定単位とする項目が多い市町村では、政令市・特別区分の人口が増加し、中核市・施行時特例市以下の自治体では減少している。市町村分の需要額のうち、人口（高齢者人口含む）を測定単位とする需要額が占める割合は約9割に上るため、その変動の影響は大きい。人口急減補正を一括して算定している地域振興費では、2000年度、2010年度、2015年度、2020年度の国調人口を用いて、複数の段階補正を重ねた複雑な算式をもって補正係数を算出している。

そのほか、教育費に関連する児童数や生徒数、産業経済費に関連する農家数、総務費に関わる戸籍数なども減少しており、特に一般市や町村では減少傾向にある測定単位が多くみられる。

(3) 補正係数の分析

◆ 補正率の動向

地方交付税法では、需要額の項目ごとに適用すべき補正係数の種類を規定しており、項目ごとに複数の補正係数を連乗加算して最終補正係数を算出し、この係数で測定単位を補正して単位費用と掛け合わせる。したがって、補正前の測定単位に単位費用をかけた需要額と補正後の需要額を比較すると、補正係数により需要額がどれだけ割り増しされたかがわかる。本稿ではこの割増率を「補正率」と呼ぶこととする。

2021年度の補正率の試算結果では道府県分が1.03倍（前年度1.03倍 以下前年度比較）、市が1.22倍（1.21倍）、町村が1.66倍（1.60倍）と、市と町村のいずれも前年度を上回り、特に町村では0.06ポイントも上昇している。要因としては地域デジタル社会推進費の算入、人口急減補正の適用、高齢者人口の置き換えにともなう人口急増補正の適用、段階補正全般の係数の引き上げなどがあげられる。

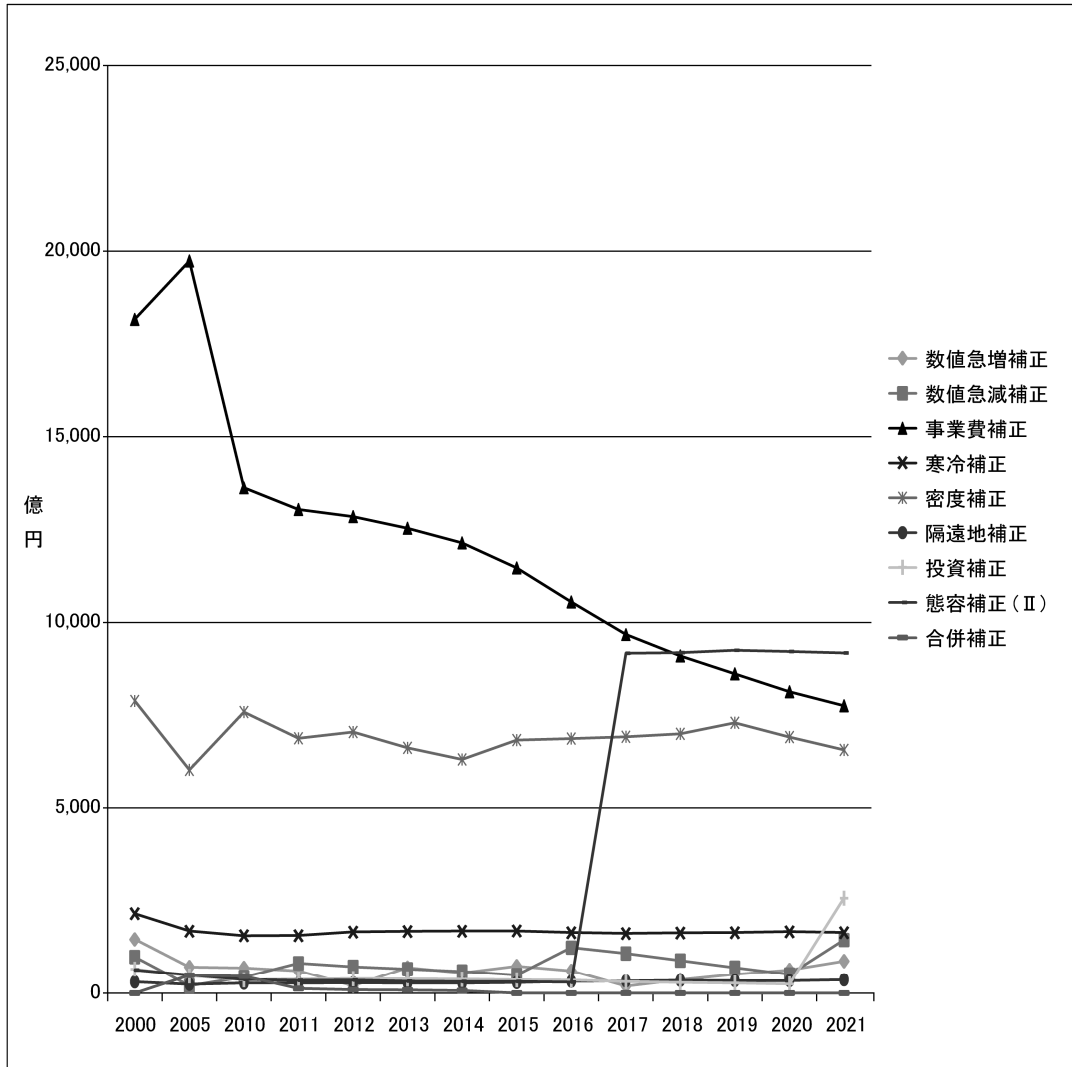
◆ 補正係数の動向（加算項目のみ）

需要項目ごとの補正係数は、段階補正や態容補正など複数の補正係数を、連乗加算（加算あるいは掛け合わせる）して最終補正係数を算出し、これに測定単位をかけて補正後の測定単位を算出し、単位費用と掛け合わせて需要額を導出する。個別の補正係数による需要額の割増効果は、加算分についてのみ資料において把握することができる。そこで市町村分の補正係数の効果を加算分についてみてみよう。

図表13は各種補正係数による需要額の加算額の推移を表したものである。

2021年度は数値急増補正、数値急減補正、隔遠地補正、投資補正で上昇傾向がみられる。このうち投資補正については2021年度の関連資料の掲載の都合⁽¹⁴⁾によるも

図表13 補正係数（加算項目のみ）による需要加算額



(資料) 前掲「計数資料」より作成

(14) 従来「計数資料」では投資補正の対象項目として下水道費とその他の教育費が掲載されていたが、2021年度は、これらに地域振興費（人口および面積）の加算額が追加された。地域振興費の投資補正は、従来から最終補正係数の計算において加算される項目であったが、計数資料ではこれまでデータが記載されておらず、2021年度に追加されたため、今回分析に追加した。

ので、実際に投資補正が引き上げられたものか不明である。その他については人口減少、高齢者人口の増加などによる激変緩和が補正係数の加算額に表れた。

一方、起債の元利償還費を算定する事業費補正は、公共事業の抑制や2000年代の事業費補正の見直しなどにより減少傾向が続いている。また、密度補正については、2015年度の子ども子育て支援新制度の導入や2020年度に幼保無償化の算定で適用が追加されたものの2年連続で減少傾向となった。

態容補正は2017年度に都道府県から政令市へ県費負担教職員の人事権が移行されたことにより急増し、今年度もほぼ横ばいで推移している。

◆ 段階補正の上限値の状況

人口規模に比例した行政コストのスケールメリットを反映する段階補正は、小規模自治体ほど割高なコストになるため、割増補正がかかるようになっている。ただし、項目によって割り増しの上限値が設定されており、段階補正の動向を知る目安となる。

図表14は市町村分の段階補正が適用されている項目の上限値を2012年度以降みたものである。網掛けは前年度を上回ったものであり、過去10年間を振り返ると増減があいまってきた経過がみられる。ところが2021年度は多くの項目で前年度を上回っており、人口の置き換えにともなう小規模自治体の需要額の減少傾向を緩和する効果を高めている。なお、2015年度国調人口に置き換えられた2016年度と比較しても、今年度は明らかに上限値を引き上げた項目が多いことがわかる。

図表14 市町村分の段階補正の上限値

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
消防費（人口）	2.065	2.105	2.100	2.095	2.110	2.120	2.120	2.105	2.115	2.735
その他の土木費（人口）	1.650	1.630	1.845	1.925	1.935	1.880	1.940	2.005	2.045	2.990
その他の教育費（人口）	2.160	2.150	2.250	2.210	2.205	2.190	2.210	2.205	2.130	2.145
社会福祉費（人口）	1.565	1.540	1.540	1.350	1.330	1.325	1.325	1.420	1.395	1.395
保健衛生費（人口）	3.115	2.990	2.960	2.865	2.875	2.860	2.895	2.880	2.900	2.960
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.796	1.758	1.744	1.734	1.702	1.651	1.718	1.685	1.657	1.635
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.860
商工行政費（人口）	2.427	2.420	2.645	2.660	2.740	2.830	2.715	2.710	2.705	3.565
徴税费（人口）	3.180	3.280	3.500	3.540	3.600	3.670	3.660	3.750	3.810	4.380
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.470	1.490	1.519	1.591	1.578	1.551	1.508	1.508	1.521	1.599
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.260	2.380	2.440	2.420	2.380	2.440	2.440	3.470	3.470	3.630
地域の元気創造費（人口）			15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費（人口）				15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
地域社会再生事業費（人口）									10.000	10.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料） 市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

（注） このほか生活保護費、地域振興費（人口）、地域デジタル社会事業費は上限なし

5. 算定結果の分析 — 都道府県別・市町村団体別

（1） 都道府県の需要額の状況

つぎに道府県分の需要額の算定結果を都道府県別にみてみよう。

図表15は臨財債控除前の需要額総額の伸び率と項目別の伸び率を都道府県別に表したものである。図の見方はグラフ中の数値が需要総額の伸び率。棒グラフは需要総額の伸び率を各項目が何%ポイント（以下「%pt」と表記）押し上げた（あるいは押し下げた）のかを表したもので、各項目の伸び率を合計すると需要総額の伸び率になり、いわゆる項目別の寄与度を意味する。なお、東京都の数値は都区合算のうち、東京都分のみである。

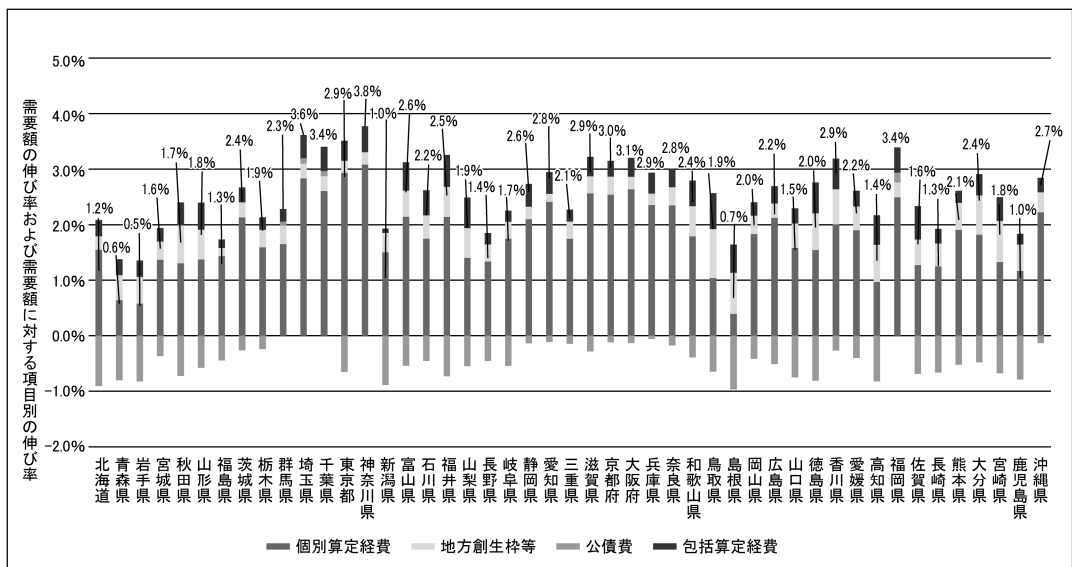
東京都を除く需要額（臨財債控除前）の伸び率は2.3%で、昨年の1.8%を上回っており、大項目別の寄与度では個別算定経費が2.0%pt（前年度1.2%pt）、地方創生等臨時的経費が0.3%pt（1.0%pt）、公債費が▲0.3%pt（▲0.4%pt）、包括算定経費が0.3%pt（0.02%pt）と、個別算定経費と包括算定経費が伸びたことと、マイナス要因となる公債費が若干減少したことが寄与している。

需要額の全般的な状況を見ると、昨年度に引き続きすべての都道府県でプラスの伸びとなっており、伸び率でも前年度を上回っている団体が多い。昨年度は地域社会再生事業費の新規算定により地方創生等臨時的経費の伸び率の寄与度が高かったが、今年度は個別算定経費と包括算定経費の伸びが全体を押し上げた。これは、既述のように昨年度に比べて個別算定経費のうち前年度を上回る項目が多かったことが要因である。昨年度寄与した臨時的項目では、地域デジタル社会推進費が新たに算入されたものの、総額は地域社会再生事業費の半額であり、しかも道府県分の算定割合が市町村より低いことにより寄与度は低い。

最も高い伸び率は神奈川県の上3.8%、次いで埼玉県の3.6%、千葉県および福岡県の3.4%などとなり、都道府県のうち35団体が前年度の伸び率を上回っている。前年度を下回った高知県や島根県などは、前年度の地方創生等臨時的経費の伸び率が高かったところで、今年度はこの伸びが低かったことが要因となっている。

大項目別に見ると首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等）やその他大都市圏（愛知県、京都府、大阪府、福岡県等）を中心に個別算定経費が大きく伸びており、その他ほとんどの道県でも昨年度を大きく上回る伸びがみられる。こうしたなかで島根県の個別算定経費は前年度の寄与度0.7%ptから今年度は0.4%ptと低下している。

図表15 都道府県別（道府県分）の需要額（臨財債控除前）の伸び率（2021年度）



(資料) 前掲「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

この原因は特別支援学校費、その他の教育費（私立学校等生徒数）などの教育費を中心に、減少項目が多いことが影響している。

今年度は、地方創生等臨時的経費の寄与度が低いことはすでに述べた通りであるが、青森県、岩手県、鳥取県、島根県、高知県などでは個別算定経費並みの寄与度となっており、引き続き条件不利地域の交付税配分にとって重要な役割を果たしている。

包括算定経費は他の大項目に比べて寄与度は低いものの、福井県、山梨県、鳥取県、徳島県、佐賀県で最も高い0.6%ptの押し上げ効果をもたらしている。

公債費はおおむねマイナスに寄与しているが、財源対策債が大幅に減少するなかで、公共事業の依存度が比較的高い北海道、東北地域や島根県、鳥取県などの地方圏で、減少幅が大きくなっている。公債費の減少は自治体間の差が比較的大きいことから、今後も需要額の変動要因としてその動向が注目される。

（２）市町村の需要額の状況

次に市町村の状況を団体別にみてみよう。分析対象は交付団体と不交付団体を含み、特別区分は除いた。

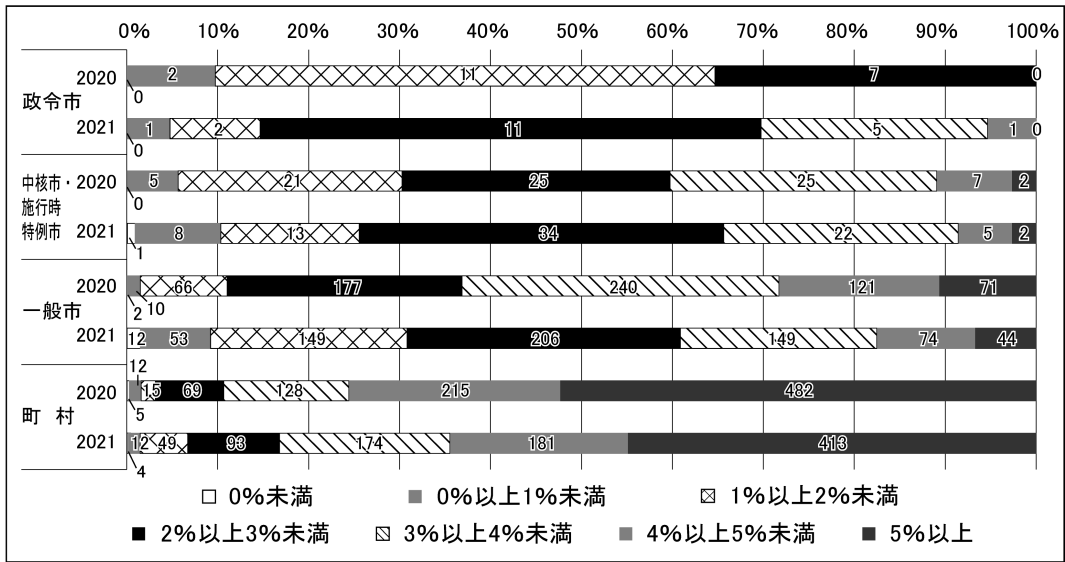
◆ 需要額の総額（臨財債控除前）

図表16-1は需要額（臨財債控除前）の団体別の伸び率の分布状況を2020年度、2021年度についてみたものである。図中の数字は各伸び率のカテゴリーに含まれる自治体数を表している。

政令市以外は前年度に比べて低い伸び率の分布が増えており、特に一般市や町村の伸び率の分布で明確に表れている。主な要因は地方創生等臨時的経費の伸び率の減少によるもので、昨年度の地域社会再生事業費に比べて、今年度の地域デジタル社会推進費の金額が小さいこと、および測定単位（人口や児童・生徒数等）の減少が複合したものとみられる。政令市は約6割が前回の国勢調査から人口を伸ばしており、一連の単位費用の増加と測定単位の増加が相まって、高い伸び率に分布したと推察される。ただし、臨財債控除後で見ると政令市は軒並みマイナス値となるため、普通交付税の交付段階では需要額の伸びが実感できない。

需要額が前年度を下回る自治体数は、2020年度は7団体（市2 町村5）であっ

図表16-1 需要額の伸び率の団体別分布（市町村分）



(資料) 同上 (以下 図表16-5 まで同様)

だが、2021年度は16団体（12市 4町）⁽¹⁵⁾と増加している。各自治体に共通しているのは公債費の大幅な減少である。

次に需要額の伸び率において、個別算定経費、地方創生等臨時的経費、公債費、包括算定経費がそれぞれ何%pt寄与したのか、団体別の分布状況を図表16-2以降でみていこう。

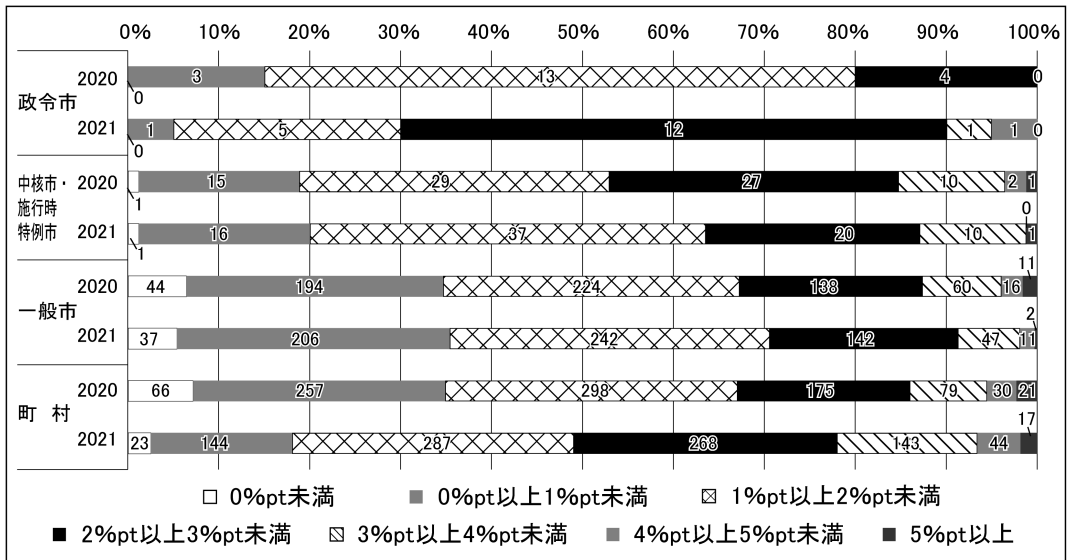
◆ 個別算定経費

まず、需要額の7割を占める個別算定経費（地方創生等臨時的経費・公債費除く）をみてみよう。

政令市と町村では前年度に比べて、高い伸び率の分布が増えている。政令市については、厚生費、産業経済費、総務費において、すべての自治体が前年度を上回っており、消防費についても9割が同様の状況である。既述のように政令市の6割で人口が前回の国勢調査を上回っており、測定単位の増加も寄与しているとみられる。

(15) 石巻市・東松島市（宮城県）、山口市（岐阜県）、安城市（愛知県）、松阪市・志摩市（三重県）、三田市・養父市（兵庫県）、江田島市（広島県）、三好市（徳島県）、西海市（長崎県）、小林市（宮崎県）、幌延町・むかわ町（北海道）、宝達志水町（石川県）、香美町（兵庫県）

図表16-2 需要額のうち個別算定経費の伸び率の団体別分布（市町村分）



町村では消防費、厚生費、総務費で8割以上の自治体が前年度を上回っている。特に消防費については補正係数の引き上げが寄与しており、段階補正係数の割増率が大幅に上昇した影響が大きい。

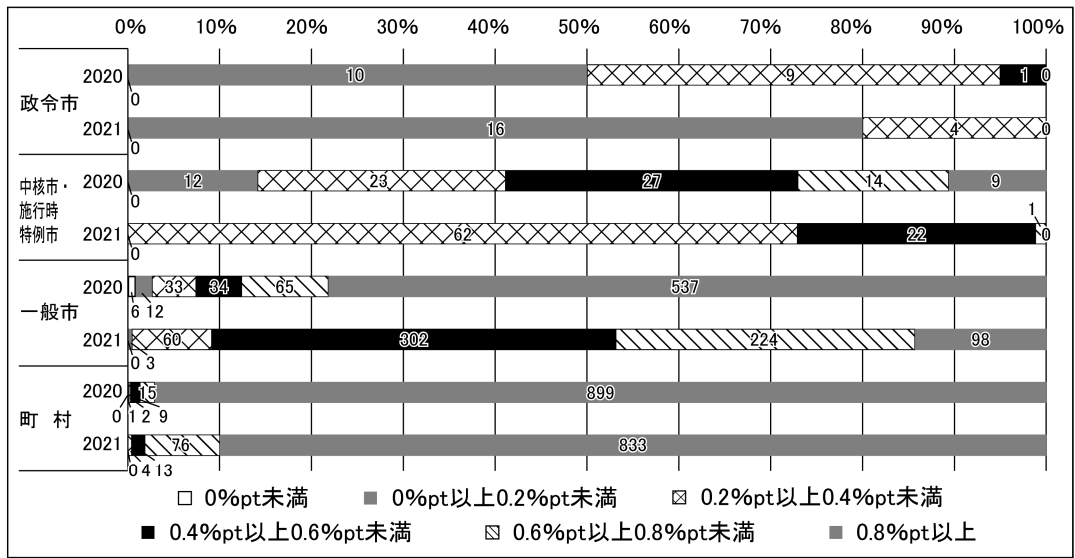
中核市・施行時特例市および一般市は、政令市、町村に比べて変化は小さく、土木費、教育費などで自治体間の増減が拮抗するものが多い。これらの詳細な分析にはいたらなかったが、人口の置き換えや児童・生徒等の測定単位の変動、公債費の算入の差などが考えられる。

◆ 地方創生等臨時的経費

地域デジタル社会事業費の算入による純増要素があるものの、政令市、中核市・施行時特例市では0.6%pt以上の高い伸び率がなくなり、0.2%pt以上0.4%pt未満の分布が増加している。また一般市では全般的に低い伸び率に分布が移った。町村は、0.6%pt以上0.8%pt未満の分布が若干増えたものの、おおむね前年度と同じ傾向である。

臨時的経費4項目のうち人口減少等特別対策事業費については、政令市、中核市・施行時特例市、一般市で前年度を下回る（マイナス値となる）自治体が6割以上を占めており、町村ではこれとは対照的に6割以上が前年度を上回っている。算定の詳細な分析にはいたっていないが、段階補正の係数は人口10万人未満で前年度

図表16-3 需要額のうち地方創生等臨時的経費の伸び率の団体別分布（市町村分）



より高い設定となっており、人口が減少する町村において補正係数による下支え効果が表れているものと推察される。

◆ 公債費

政令市では0.0%pt以上の分布が増え、需要額の増加要因となる自治体が増えている。政令市では補正予算債（2009年度以降同意分）や財源対策債、減税補てん債などの償還費が減額となる一方で、臨財債や全国緊急防災施策等の近年創設された事業債の償還費が増加しており、これらの増減バランスが各自治体の動向を左右する結果となった。

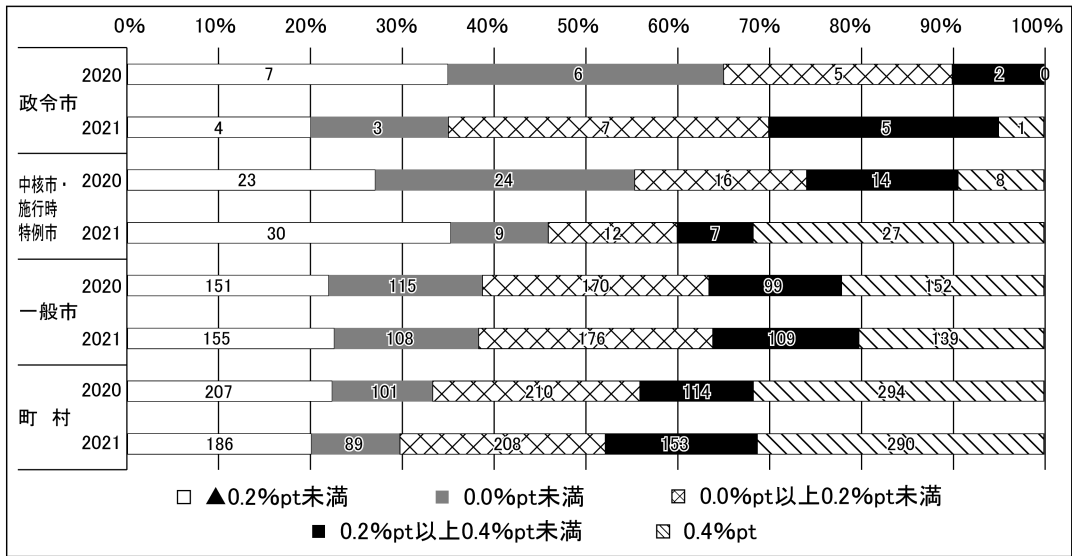
中核市・施行時特例市では前年度に比べて、▲0.2%pt未満の分布が増えている。財源対策債などとともに、減税補てん債や合併特例債の償還費も半数以上の自治体で減少しており、これらが複合した結果、減少した自治体が増えたものとみられる。ただし、0.0%pt以上の公債費がプラスに寄与した団体数は増加しており、全国緊急防災施策等の償還費の増加が影響しているものとみられる。

一方、一般市や町村ではあまり変化がみられず、公債費が増加する自治体の分布が6割以上を占めており、需要額全体を押し上げる要因となっている。

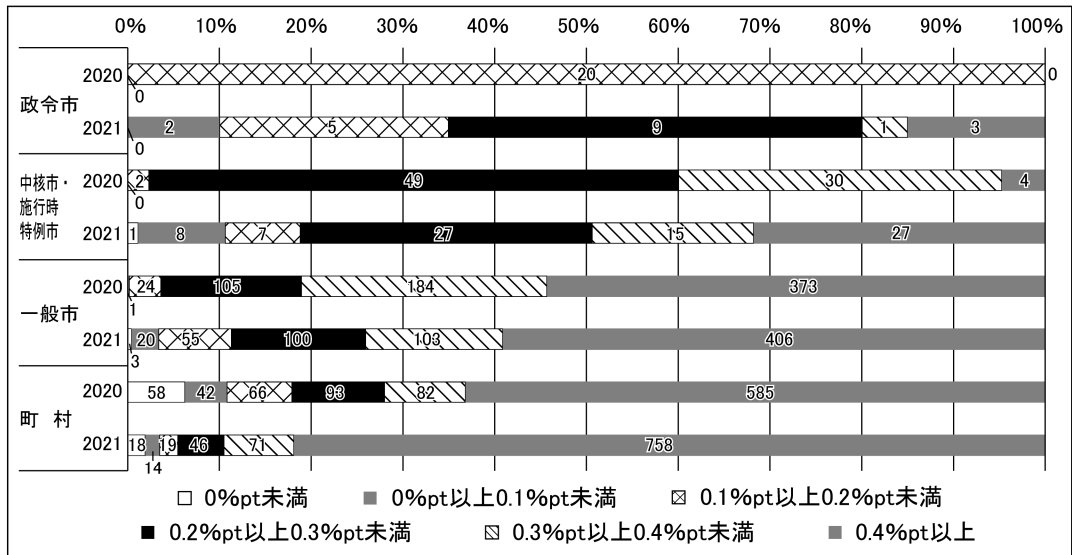
◆ 包括算定経費

今年度は人口と面積を測定単位とする各項目において単位費用が引き上げられた

図表16-4 需要額のうち公債費の伸び率の団体別分布（市町村分）



図表16-5 需要額のうち包括算定経費の伸び率の団体別分布（市町村分）



ため、0.4%pt以上の分布がいずれの団体においても大幅に増加している。特に全般に前年度を上回る傾向がみられ、段階補正の効果で政令市から町村へと向かうにしたがって、需要額の伸び率が高くなっている。人口を測定単位とする項目では、

適用される段階補正の係数が昨年度に比べて人口10万人未満で引き上げられており、10万人超では逆に引き下げられている。このことから人口の減少が顕著な、小都市以下の自治体に対する交付税配分の強化が見て取れる。

結 び

本稿では、今年度の交付税算定の特徴、算定結果の概況および算定基礎の状況、自治体の算定結果に焦点をあて、解説や分析を行った。その結果から、次のような今年度の特徴が明らかとなった。

- ① 臨財債振替分を含む需要額が高い伸びとなった。一方、臨財債の発行額も伸びており、その振替後では道府県分を中心にマイナス値となるため、各自治体にとっては必ずしも算定が拡充した実感はない。
- ② 需要額の伸びは、社会保障や衛生費等の個別算定経費の増加や地域デジタル社会推進費の新設など、実質的に需要額を拡充したもののほか、留保財源の減少にともなう需要額の算定拡大が大きな要因となったとみられる。この点については包括算定経費の一部の経費（「その他関連」）に関する検証で明らかにした。なお、留保財源関連の需要額の伸びは、従来の留保財源対応の経費を需要額の算定に移したに過ぎず、各自治体の一般財源を増やすものではないが、需要額で算定することにより各自治体への交付税の配分機能を高めたといえる。
- ③ 国調人口等の置き換えなど、測定単位の改定による算定の影響が大きい年度であった。特に人口を測定単位とする割合が高い市町村では、数値急減補正により激変緩和を講じているが、段階的に通常の測定単位に移行していくため、他の条件を一定とすれば交付税の配分は減少せざるを得ない。しかし、地域の共助機能の低下への対応、公共交通の維持確保、環境保全、公共施設・社会資本インフラの維持管理など、人口減少にかかわらず全国的に取り組む施策は多様化しており、既存の算定基準が人口減少社会における標準的需要をとらえていけるのか疑問である。もちろん、例示した経費のなかには面積などの外形的な測定単位で算定されているものもあるが、たとえば公共交通関連では、地方バス路線の運行維持費の一部が、人口を測定単位とする包括算定経費（道府県分）で算定され、また、人口ではないが、環境関連では、森林・林業政策等が、林業及び水

産業の従事者数を測定単位とする林野水産行政費（市町村分）で算定されており、測定単位のあり方については検討の余地がある。

- ④ 地域デジタル社会推進費が新設され、町村などの条件不利地域の臨時的経費項目への依存度がさらに高まった。

近年の一般財源総額の上積みを図る地方財政対策は、主に臨時的経費頼みとなっており、現在では地方創生等臨時的経費の4項目合計で1.6兆円に上る。いずれも創設時の財源確保は、従来の臨時的経費の引き継ぎ、地方税の偏在是正効果の活用、公庫債権金利変動準備金の活用など、実質的に国の一般会計の負担を最小限にとどめ、これと引き換えに、地財計画において一般財源の追加枠を確保する対策がとられる。その上で交付税算定では、交付税配分の全般的な底上げを図りつつ、条件不利地域に対しては個別算定経費では不十分な交付税配分を補完しているとみることができる。

これらは一般財源総額確保の戦略手法としては現実的かもしれないが、地方創生関連経費については、国の第二期まち・ひと・しごと総合戦略（2020～2024年度）の先の見通しは現時点では不明であり、地域デジタル社会推進費も自治体DX戦略を背景に、地域のデジタル化を進める経費として2021年度から2カ年の措置にとどまり、継続の保障はない。こうした臨時的経費の積み重ねが標準的行政経費として今後も許容できるものなのか、財源保障の安定性からみて適切なのか、前述の人口減少社会における財源保障という点から展望を描けるのか、いずれも中期的にみて疑問であり、臨時的経費の出口戦略を考える必要がある。

- ⑤ 児童福祉司、保健師、その他一般職員などの人員の充実、会計年度任用職員制度の平年度化による人件費の加算など、昨年度に続き「人」に関する需要額の充実が図られた。

人件費に関する財源保障は、2000年度以降、地財計画上の給与水準、職員数を通じて削減傾向をたどってきた。2017年度から一般職員で増員に転じ、2019年度以降は児童福祉司、保健師の増員などにより、計画人員ベースで純増となっている。

これまで交付税算定では、いわゆる行革算定において人件費の削減をプラスの需要額として算定してきた。これは人件費削減分を他の政策に充当する考え方のもとに行われてきた。ところが、今回の新型コロナウイルス感染症対策をめぐっては、行政における「人手不足」が課題となった。保健師の充実はその教訓からのものであるが、人への投資を縮小してきたツケともいえる。現状は財源保障における人的投資のあり方を再考する局面といえるだろう。もちろん、一般財源総額実質同水準ルールという制約があり、国地方の税財源確保を含めた議論が必要である。

今年度の算定結果では需要額は増加したものの、人口減少社会における標準的行政の姿はまだみえてこない。岸田新政権がかかげる新資本主義、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染対策など政策のベクトルは多方面にわたる。これらが2022年度以降の交付税算定にどのような姿を映し出すのか、引き続き注視していく必要がある。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：地域デジタル社会推進費／会計年度任用職員／
留保財源／包括算定経費／国勢調査人口

【参考文献】

- 小西砂千夫『地方財政のヒミツ』ぎょうせい、2012年
黒田武一郎『地方交付税を考える』ぎょうせい、2018年
飛田博史「2021年度地方財政計画について」『自治総研』2021年2月号
星野菜穂子「地方単独事業（ソフト）の分析 — 平成29年度歳出小区分決算額調査をもとに —」
『自治総研』2021年11月号
『地方財務』ぎょうせい、2012年10月号
『地方財政』地方財務協会、2021年5月号、9月号
地方財務協会『令和3年度 地方交付税制度解説（単位費用編）』2021年
総務省「令和3年度 地方交付税等算定計数資料 I・II」2021年

<資料>

閣議報告

令和3年8月3日

令和3年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和3年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区分	令和3年度	令和2年度
総額	1兆6千3億9千21万円	1兆5千5億9千26万円
道府県分	8兆9千276万円	8兆4千965万円
市町村分	7兆4千645万円	7兆961万円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	令和3年度			令和2年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,665	53	1,718	1,643	75	1,718
計	1,711	54	1,765	1,689	76	1,765

以下の資料の出所：総務省ホームページ
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei/04_02000115.html

3 主な算定事項

- (1) 地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和3年度及び令和4年度における措置として「地域デジタル社会推進費」を設けること。
- (2) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 教育の情報化、特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (6) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (7) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

令和3年8月3日（火）

〔参 考 〕

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	628,652	778,941
青森	219,764	183,825
岩手	218,172	175,538
宮城	148,123	161,424
秋田	198,071	170,454
山形	181,704	142,984
福島	192,008	174,045
茨城	186,678	152,232
栃木	132,408	77,608
群馬	135,836	103,558
埼玉	227,987	151,530
千葉	197,953	155,972
東京	—	59,357
神奈川	126,231	86,238
新潟	250,619	257,892
富山	138,328	75,893
石川	130,476	93,069
福井	132,403	58,810
山梨	142,830	89,706
長野	208,267	246,996
岐阜	184,043	149,178
静岡	169,315	106,436
愛知	102,295	83,609
三重	147,435	118,461
滋賀	127,722	80,074
京都	184,549	157,260
大阪	292,585	292,454
兵庫	321,773	285,733
奈良	167,113	120,005
和歌山	182,453	115,184
鳥取	139,834	85,106
島根	185,251	128,673
岡山	171,991	173,148
広島	185,803	192,564
山口	179,895	124,630
徳島	156,067	87,922
香川	120,516	79,258
愛媛	178,562	140,594
高知	177,095	123,686
福岡	285,471	324,804
佐賀	151,319	89,214
長崎	226,953	178,465
熊本	221,891	221,544
大分	180,256	121,908
宮崎	189,482	122,540
鹿児島	279,582	232,951
沖縄	221,859	133,034
合計	8,927,620	7,464,508

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

令和3年度 普通交付税の決定について

決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	伸 率
道府県分	89, 276	84, 965	5. 1
市町村分	74, 645	70, 961	5. 2
合 計	163, 921	155, 926	5. 1

交付団体及び不交付団体数

区 分	令和3年度			令和2年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1, 665	53	1, 718	1, 643	75	1, 718
計	1, 711	54	1, 765	1, 689	76	1, 765

令和3年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		
	令和3年度	対前年度伸率	令和3年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e、f除き) a	173,209	2.6	189,181	2.4
	包括算定経費 b	12,996	6.3	23,010	4.8
	地域の元気 創造事業費 c	907	0.4	2,754	7.7
	人口減少等特 別対策事業費 d	1,873	△0.1	3,727	△0.3
	地域社会 再生事業費 e	2,066	△0.1	2,023	△0.1
	地域デジタル 社会推進費 f	756	皆増	1,135	皆増
	公債費等 g	32,374	△2.3	30,583	△0.2
	臨時財政対策 債振替相当額 h	32,420	88.4	22,376	57.7
	合 計 (a+b+c+d+e +f+g-h) i	(224,181) 191,761	(2.3) △5.0	(252,413) 230,038	(2.7) △0.6
基準財政収入額	102,352	△12.4	155,234	△3.4	
交付基準額	89,408	5.1	74,804	5.2	
普通交付税額	(121,697) 89,276	(19.1) 5.1	(97,021) 74,645	(13.9) 5.2	

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 令和3年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区分		道府県分	市町村分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> 地域デジタル社会推進費 社会保障関係費(介護給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金等) 臨時財政対策債償還費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域デジタル社会推進費 社会保障関係費(介護給付費負担金、障害者自立支援給付費等) 臨時財政対策債償還費
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> 財源対策債償還費 	<ul style="list-style-type: none"> 財源対策債償還費
基準財政収入額	増要因	—	—
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税法人税割 法人事業税 特別法人事業譲与税 道府県民税所得割 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税法人税割 市町村民税所得割

3 主な算定方法の改正点

1 「地域デジタル社会推進費」の創設

地方団体が地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費を算定するため、「地域デジタル社会推進費」を創設(2,000億円程度)。

<算定方法>

- ・道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度を算定
- ・人口を基礎として、地域住民や地域企業に対する取組の必要性に着目した割増しを実施

①地域住民を主な対象とする取組

高齢者人口又は障害者人口の割合が相対的に高く、地域住民のデジタル活用支援に要する経費が相対的に多く生じることが想定される地方団体の経費を割増し

(算定に用いる指標)

- ・ 高齢者人口
- ・ 障害者人口

②地域企業を主な対象とする取組

一次産業事業所数又は中小企業数の割合が相対的に高く、地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じることが想定される地方団体の経費を割増し

(算定に用いる指標)

- ・ 事業所数
- ・ 一次産業事業所数
- ・ 中小企業数

※ 市町村分においては、条件不利地域を持つ団体に対して割増し

2 保健所の体制強化に係る交付税算定

感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要する経費を算定。

(保健所において感染症対応業務に従事する保健師数)

全国 R2:1,800名→**R3:2,250名**→R4:2,700名(R2の1.5倍)

標準団体(人口170万人) R2: 24名→**R3: 30名**→R4: 36名(R2の1.5倍)

3 令和2年国勢調査人口への切り替えに伴う対応

(1) 人口が急激に減少した地方団体への対応

本年度算定から令和2年国勢調査人口を用いることに伴い、人口が急激に減少した地方団体の交付税が急激に減少しないようにするための措置(人口急減補正※1)を引き続き講ずる。

※1 人口の減少に即して直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえ、激変緩和を行うための補正

(2) 東日本大震災の被災団体への対応

原発被災団体については、人口の特例措置※2を継続し、津波被災団体については、人口の特例措置を終了するが、5年間の激変緩和措置を講ずる。

※2 住民基本台帳人口を用いた算定上の人口の引上げ、人口急減補正の特例

令和3年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,099,772	470,362	629,411	628,652	1,475,401	695,442	779,959	778,941
青森	325,384	105,395	219,989	219,764	319,217	135,172	184,045	183,825
岩手	331,008	112,608	218,400	218,172	326,445	150,682	175,764	175,538
宮城	351,612	203,247	148,365	148,123	497,157	335,390	161,767	161,424
秋田	281,332	83,068	198,265	198,071	281,325	110,677	170,648	170,454
山形	277,008	95,113	181,895	181,704	267,193	124,025	143,168	142,984
福島	387,044	194,769	192,275	192,008	425,045	250,707	174,338	174,045
茨城	487,751	300,737	187,015	186,678	480,478	327,915	152,564	152,232
栃木	335,160	202,521	132,640	132,408	349,577	271,728	77,850	77,608
群馬	333,351	197,286	136,066	135,836	373,144	269,329	103,815	103,558
埼玉	881,593	652,998	228,595	227,987	1,130,750	978,448	152,302	151,530
千葉	780,771	582,280	198,491	197,953	862,493	705,926	156,567	155,972
東京	2,103,264	1,948,846	-	-	474,437	414,753	59,684	59,357
神奈川	889,388	762,544	126,844	126,231	1,497,284	1,410,014	87,271	86,238
新潟	443,081	192,156	250,925	250,619	558,473	300,196	258,277	257,892
富山	245,961	107,463	138,498	138,328	223,623	147,576	76,047	75,893
石川	246,037	115,391	130,645	130,476	248,236	154,995	93,240	93,069
福井	214,647	82,096	132,551	132,403	168,272	109,346	58,926	58,810
山梨	221,504	78,521	142,983	142,830	193,274	103,434	89,839	89,706
長野	405,071	196,524	208,546	208,267	510,385	263,036	247,348	246,996
岐阜	378,532	194,228	184,304	184,043	414,889	265,425	149,464	149,178
静岡	511,868	342,200	169,668	169,315	672,094	565,195	106,900	106,436
愛知	913,710	810,784	102,926	102,295	1,092,678	1,008,320	84,358	83,609
三重	335,742	188,076	147,667	147,435	312,707	194,030	118,677	118,461
滋賀	263,953	136,049	127,904	127,722	270,917	190,657	80,260	80,074
京都	395,685	210,863	184,822	184,549	534,255	376,627	157,628	157,260
大阪	1,100,329	806,985	293,344	292,585	1,655,585	1,361,989	293,595	292,454
兵庫	807,148	484,819	322,329	321,773	1,060,509	774,044	286,465	285,733
奈良	275,939	108,635	167,304	167,113	272,596	152,402	120,193	120,005
和歌山	260,728	78,095	182,633	182,453	228,853	113,511	115,342	115,184
鳥取	188,232	48,268	139,964	139,834	147,605	62,398	85,207	85,106
島根	243,828	58,409	185,419	185,251	209,187	80,369	128,818	128,673
岡山	332,954	160,733	172,221	171,991	445,109	271,653	173,455	173,148
広島	430,535	244,435	186,100	185,803	609,429	416,445	192,985	192,564
山口	305,734	125,629	180,105	179,895	295,323	170,490	124,834	124,630
徳島	221,591	65,371	156,220	156,067	178,939	90,894	88,045	87,922
香川	213,440	92,776	120,663	120,516	203,261	123,863	79,398	79,258
愛媛	296,417	117,652	178,766	178,562	307,933	167,127	140,806	140,594
高知	235,150	57,893	177,257	177,095	204,683	80,855	123,828	123,686
福岡	712,942	426,979	285,962	285,471	1,037,911	712,391	325,519	324,804
佐賀	224,176	72,702	151,474	151,319	183,198	93,858	89,340	89,214
長崎	332,272	105,090	227,182	226,953	325,055	146,366	178,689	178,465
熊本	353,259	131,124	222,135	221,891	443,462	221,612	221,850	221,544
大分	277,535	97,088	180,447	180,256	262,137	140,048	122,089	121,908
宮崎	279,924	90,249	189,675	189,482	248,495	125,784	122,711	122,540
鹿児島	411,213	131,347	279,866	279,582	420,336	187,095	233,241	232,951
沖縄	335,758	113,668	222,090	221,859	304,400	171,156	133,244	133,034
合計	21,279,332	12,184,070	8,940,845	8,927,620	23,003,757	15,523,397	7,480,360	7,464,508

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

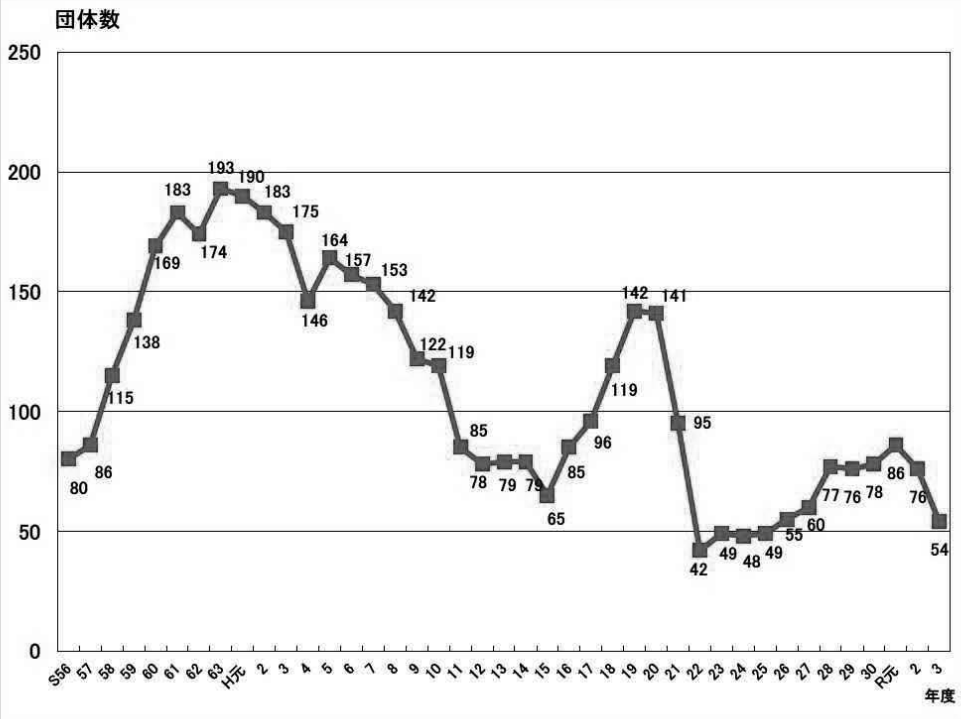
令和3年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	53	75	85
合 計	54	76	86

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



令和3年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) R2不交付団体 → R3交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県		0	大和町 女川町
福島県	大熊町 新地町	2	広野町
茨城県	つくば市 神栖市 東海村	3	
栃木県		0	芳賀町
埼玉県	戸田市 和光市	2	八潮市 三芳町
千葉県	市川市 成田市 市原市 浦安市 袖ヶ浦市	5	君津市 印西市
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 多摩市	6	小金井市 国分寺市 国立市 瑞穂町
神奈川県	鎌倉市 藤沢市 厚木市 寒川町 箱根町	5	川崎市 海老名市 愛川町
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町	1	おおい町
山梨県	昭和町 忍野村	2	山中湖村
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	長泉町	1	富士市 御殿場市 湖西市
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	14	豊橋市 岡崎市 日進市
三重県	四日市市 川越町	2	
滋賀県		0	竜王町
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
兵庫県	芦屋市	1	
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	

市町村合計 53団体（令和2年度75団体）

3 合計 54団体

(注) 1 埼玉県和光市、愛知県長久手市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。

2 令和3年度に交付団体から不交付団体になった団体は福島県新地町、福井県高浜町である。

令和3年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映

令和3年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度	1,900億円程度	3,900億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 950円 市町村 : 2,530円]

《行革努力分》経常態容補正 I = (0.2A + 0.1B + 0.3C + 0.2D + 0.2E) × α

- A : ラスパイレス指数 (前年度)
- B : ラスパイレス指数 (直近5年平均)
- C : 経常的経費削減率
- D : 地方税徴収率
- E : 業務システムに対するクラウド導入率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

ラスパイレス指数については指数100との差、その他の指標については全国の数値との差に応じて割増し又は割落し

(注) 経常的経費削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出
地方税徴収率及び業務システムに対するクラウド導入率は、直近単年度の数値により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> (0.1F + 0.1G + 0.1H + 0.1I + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

<市町村> (0.15F + 0.15G + 0.1H + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

- F : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- G : 製造品出荷額
- H : 小売業年間商品販売額
- I : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)
- J : 若年者就業率
- K : 女性就業率
- L : 高齢者就業率
- M : 従業者数[※]
- N : 事業所数[※]
- O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増し

(※指定都市・中核市・都市、市町村ごとに改善度合いを比較 (市町村))

(資料) 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議資料より抜粋 (以下同じ)

令和3年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和3年度は200億円シフト)

令和3年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,190億円程度	810億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,410億円程度	1,590億円程度	4,000億円程度
計	3,600億円程度	2,400億円程度	6,000億円程度
(前年度比増減額)	(△200億円程度)	(+200億円程度)	

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

〔道府県：1,700円 市町村：3,400円〕

《取組の必要度》 経常態容補正 I = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) × α

- | | | | |
|---|-------------------|---|------------------------------------|
| A | 人口増減率 | ／ | 全国平均 (注) |
| B | 全国平均 | ／ | 転入者人口比率 |
| C | 転出者人口比率 | ／ | 全国平均 |
| D | 全国平均 | ／ | 年少者人口比率 |
| E | 自然増減率 | ／ | 全国平均 (注) |
| F | 全国平均 | ／ | 若年者就業率 |
| G | 全国平均 | ／ | 女性就業率 |
| H | 1 | ／ | 有効求人倍率 |
| I | 全国平均 | ／ | 一人当たり各産業の売上高 |
| α | 算定額を総額に合わせつけるための率 | | (注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出 |

《取組の成果》 経常態容補正 II =

<道府県> (0.2J + 0.2K + 0.1L + 0.1M + 0.1P + 0.1Q + 0.1R + 0.1S) × r × β

<市町村> (0.25J + 0.25K + 0.1L + 0.1N + 0.1O + 0.1R + 0.1S) × r × β

- | | | | |
|---|----------------------|---|--|
| J | 人口増減率 [※] | } | 全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注) |
| K | 出生率 | | |
| L | 年少者人口比率 [※] | | |
| M | 東京圏への転入人口比率 (道府県) | | |
| N | 転入者人口比率 (市町村) | | |
| O | 転出者人口比率 (市町村) | | |
| P | 県内大学・短大進学者割合 (道府県) | | |
| Q | 新規卒者の県内就職割合 (道府県) | | |
| R | 若年者就業率 | | |
| S | 女性就業率 | | |
| r | 条件不利地域の割増率 | | (注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH30~R2の人口増減率の平均値の差を改善度合としている |
| β | 算定額を総額に合わせつけるための率 | | |
- ・ 下線の指標は令和3年度に見直したもの

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

地域社会再生事業費の算定方法

- 地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定

普通交付税における算定

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」において、地域社会の維持・再生に必要となる取組みに要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費 4,200億円程度

【算定方法】

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正
 単位費用 … 道府県分：1,950円、市町村分：1,950円

$$\text{経常態容補正} = (0.2A + 0.1B + 0.1C + 0.1D) \times \alpha + 0.5E \times \beta$$

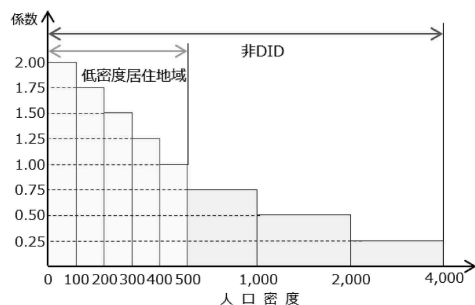
- A : 人口減少率（H22国調→R2国調）
- B : 年少人口比率（H27国調）
- C : 高齢者人口比率（H27国調）
- D : 生産年齢人口減少率（H22国調→H27国調）
- E : 非人口集中地区人口比率（H27国調）
- α、β : 算定額を総額に合わせ付ける率

人口構造の変化に応じた指標

人口集積の度合に応じた指標

(注1) 人口構造の変化に応じた指標については、全国平均との比較により指標を算出。

(注2) 非人口集中地区人口は、人口密度（メッシュ人口）区分別の人口に係数を乗じる。（右図）農山村地域である低密度居住地域（人口密度500人未満）の人口を割増し、それ以外の人口を割落として補正。



※ 上記算定と合わせて、都道府県における技術職員の充実（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、増加職員数に応じて算定する。

地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

地方財政計画に地域社会のデジタル化を集中的に推進するための新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」が計上されたことを踏まえ、地方交付税法を改正し、新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設。

普通交付税における算定

【算定期間】 令和3年度及び令和4年度

【算定額】 各年度2,000億円程度

（うち、道府県分800億円程度
うち、市町村分1,200億円程度）

【算定方法】

単位費用を人口とした上で、地域社会のデジタル化を集中的に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分するという観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 地域住民を主な対象とする取組に係る指標

高齢者人口又は障害者人口の割合が相対的に高く、住民デジタルリテラシーの向上等、地域社会のデジタル化の推進に要する経費が相対的に多く生じることが想定される団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・ 高齢者人口
- ・ 障害者手帳交付台帳登録人口

② 地域企業を主な対象とする取組に係る指標

一次産業事業所数又は中小企業数の割合が相対的に高く、地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じることが想定される団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・ 事業所数
- ・ 一次産業事業所数
- ・ 中小企業数

※市町村分においては、条件不利地域を持つ団体に対して割増しを行う